

(第1版)

富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画
(素案)

令和2年●月●日

目次

第1編 ごみ処理基本計画	5
第1章 計画改定の趣旨	5
1. 趣旨	5
(1) 計画の目的	5
(2) 改定の背景	6
2. 計画期間	6
3. 計画の位置づけ	7
第2章 ごみ処理の現状	8
1. 人口と世帯の動向	8
2. 事業所の動向	9
3. 土地利用の動向	10
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）	11
(1) ごみ処理フロー	11
(2) 収集・運搬	12
5. ごみ排出量の推移	14
6. 資源化量の推移	15
7. 処分量の推移	16
8. 可燃ごみの組成	16
9. ごみ処理経費	17
10. 不法投棄の現況	18
11. 取組実績	19
(1) 減量・資源化に対する行政の施策、市民の活動	19
(2) 環境啓発活動の状況	20
12. 類似団体との比較	22
第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理	24
1. 数値目標の達成状況	24
(1) 目標の達成状況	24
(2) 国・県の目標値との比較	24
2. 施策の取組状況	25
3. 課題の整理	28

第4章 将来予測.....	31
1. 人口・事業所数の将来予測	31
(1) 人口の将来予測	31
(2) 事業所数の将来予測.....	32
2. ごみ排出量・処理量の将来予測.....	33
(1) 予測手法.....	33
(2) 家庭系ごみの将来予測	34
(3) 事業系ごみの将来予測	35
(4) 集団資源回収の将来予測	35
(5) ごみ排出量の将来予測	36
(6) 資源化率の将来予測.....	37
(7) 土地利用計画の変更に伴う予測	38
第5章 第3次計画の目標と推進体系.....	39
1. 基本理念	39
2. 数値目標	40
(1) 国の計画目標.....	40
(2) 県の計画目標.....	40
(3) 志木地区衛生組合の計画目標.....	40
(4) 市の計画目標.....	41
3. 計画推進の体系図.....	43
4. 進行管理	44
第6章 目標達成のための施策.....	45
1. 施策の体系.....	45
2. 目標達成に向けた取組	46
(1) 発生・排出抑制・分別・資源化計画	46
(2) 収集・運搬計画	48
(3) 中間処理・資源化計画	49
(4) 最終処分計画.....	50
3. 行政・市民・事業者のパートナーシップ	50

第2編 生活排水処理基本計画.....	52
第1章 生活排水処理の現状と将来予測.....	52
1. 生活排水処理フロー.....	52
2. 現況.....	53
(1) 管理主体.....	53
(2) 生活排水の状況.....	53
(3) 下水道整備状況.....	54
(4) し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	54
第2章 生活排水処理の基本方針と目標.....	55
1. 基本方針.....	55
2. 生活排水処理の目標.....	55
第3章 生活排水処理の施策.....	56
1. 下水道の計画的整備.....	56
2. 下水道の普及と適切な維持管理.....	56
3. 合併処理浄化槽の普及促進.....	56
4. 収集運搬計画.....	56
(1) 収集運搬計画.....	56
(2) 収集区域の範囲.....	56
5. 処理計画.....	57
(1) 処理の目標.....	57
(2) 施設の適正な維持管理.....	57
(3) 最終処分目標.....	57

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画改定の趣旨

1. 趣旨

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、第6次富士見市総合計画との整合性を図りつつ、これまでの経緯や、平成6年3月に策定された「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第1次計画」及び平成23年3月に策定された「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第2次計画」の成果と今後の社会・経済情勢・SDGs（持続可能な開発目標）も踏まえながら、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指して本市の一般廃棄物処理の長期的かつ総合的な基本計画を定めるものです。

☆ SDGs（持続可能な開発目標）とは？ ☆

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。



出典：国際連合広報センター

(2) 改定の背景

本市では、平成 6 年 3 月に富士見市一般廃棄物処理基本計画の第 1 次計画を、平成 23 年 3 月に第 2 次計画を策定し、基本理念「低炭素化社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、環境に配慮した 4R の推進と行政・市民・事業者の協働による施策を推進してきました。

その間にも、少子高齢化の進展、地球温暖化に起因する気候変動によって発生する気象災害の増加や海洋プラスチック問題、新型ウイルス感染拡大に伴う社会経済の変化など、世界規模の問題が身近に感じられるようになっていきます。

廃棄物政策においては、平成 28 年に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、廃棄物の減量化と再資源化並びに不法投棄への対応を促進することが示されました。平成 30 年には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、重要な方向性として①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、令和 7 年までの実現を目指した施策を示すとともに、「廃棄物処理施設整備計画」が改正され、強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保と、地域の自主性及び創意工夫を生かした一般廃棄物処理施設の整備を基本理念に加え、施設・設備整備の効果的かつ効率的な実施が図られています。

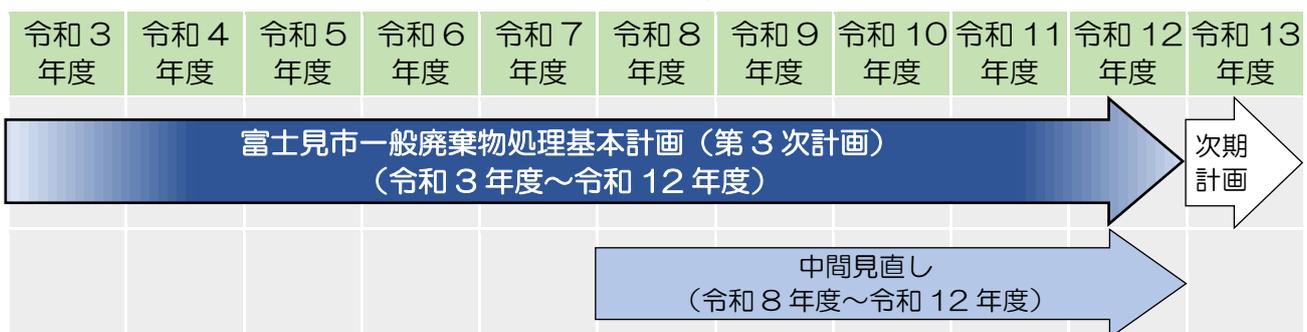
こうした中、本市においても、人口動態や社会情勢、SDGs（エスディーゼズ）といった国際的な潮流も考慮したライフスタイルの変化などに伴い、廃棄物の量及び質は変化していくことが考えられます。

そこで、本市を取り巻く様々な情勢変化に対処し、これまでの第 2 次計画を見直し、今後 10 年間にかけた第 3 次計画を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から 10 年間とし、令和 12 年度を目標年度とします。なお、5 年目の中間年度となる令和 7 年度に見直しを行います。

計画の期間

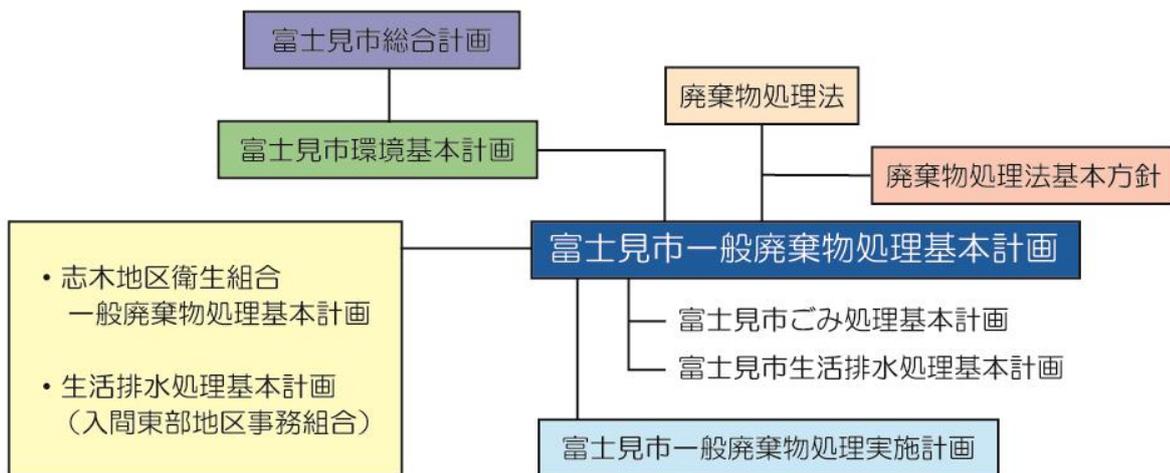


★ 中間見直し

本計画期間の5年目（令和7年度）を中間年度とし、これまでの課題や進捗状況を分析し、目標値や施策などの達成状況を評価します。特に、明らかに進捗状況が目標値・施策の達成において、一定の水準に達していない事項は、その要因や改善の方策を具体的にし、後半の5年へ向け、重点的に事業化を進めることや、新たな施策を具体的に実施するための中間の進捗、評価年度とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定します。第6次富士見市総合計画をはじめとする本市の関連計画や条例、また廃棄物の中間処理を行っている志木地区衛生組合（本市、志木市及び新座市で結成した一部事務組合）が策定する一般廃棄物処理計画及び生活排水の処理を行っている入間東部地区事務組合の生活排水処理基本計画等を踏まえ、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目指します。



【 関連計画 】

- 環境基本計画（国）
- 循環型社会形成推進基本計画（国）
- 廃棄物処理施設整備計画（国）
- 埼玉県廃棄物処理基本計画

【 関連法令 】

- 環境基本法
- 資源型社会形成推基本法
- 資源の有効利用の促進に関する法律
- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- グリーン購入法 など

計画の位置づけ(イメージ)

第2章 ごみ処理の現状

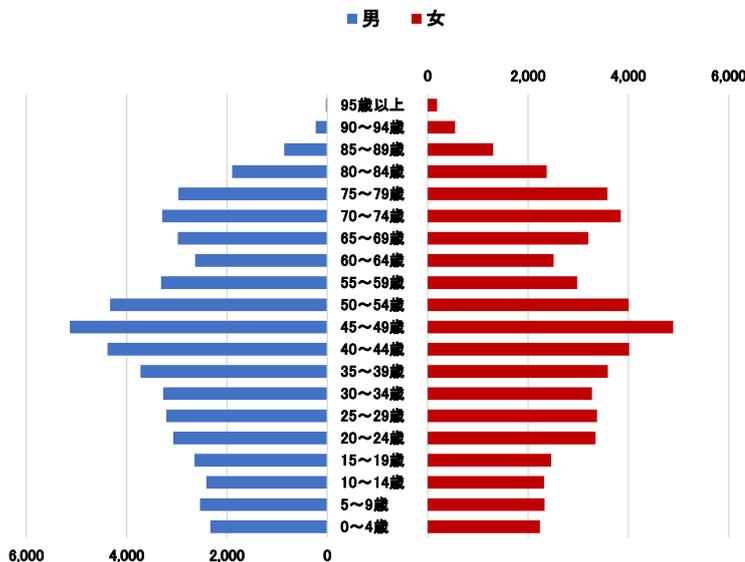
1. 人口と世帯の動向

本市の人口は、令和元年10月1日現在では111,674人で、世帯数は52,049世帯、1世帯当たり平均2.10人となっています。

過去10年間の本市の人口動態を見てみると、総人口は増加傾向にあります。なかでも年少人口の割合が若干高くなっている様子がうかがえます。しかしながら、一世帯当たりの人口は減少傾向にあり、単身世帯の割合が増加していることが示唆されています。

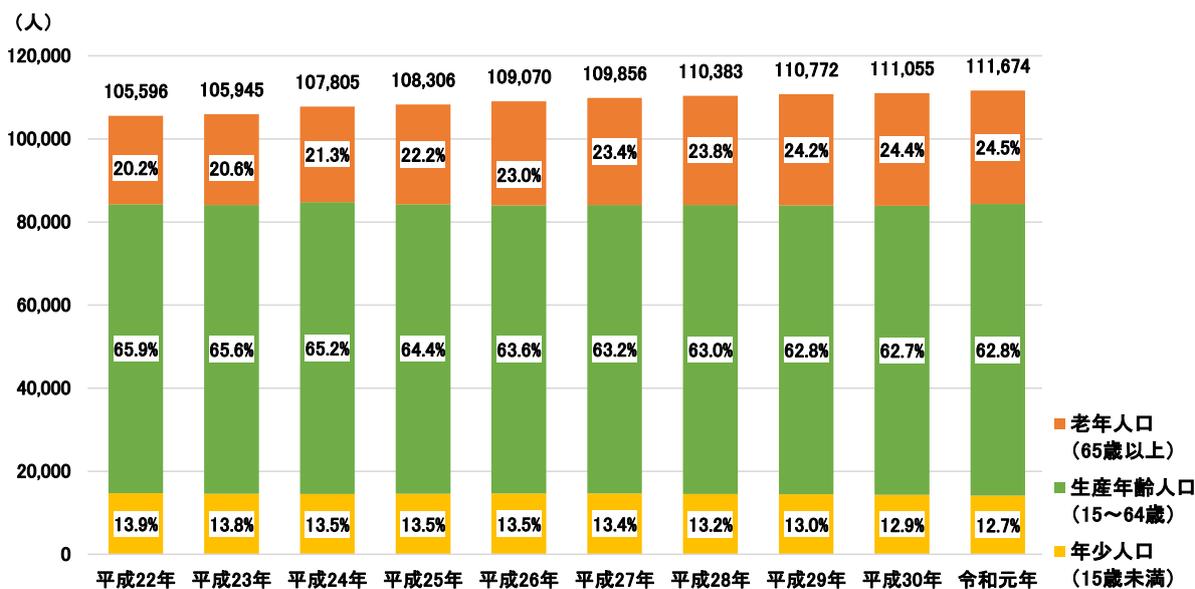
また、令和元年の男女別年齢別人口では、男女ともに40歳代の人口が多く、今後20年間で少子高齢化

の人口構成になる可能性があります。なお、「富士見市人口ビジョン」では、将来人口は令和7年で111,674人まで増加し、その後減少傾向を示すと推測されています。



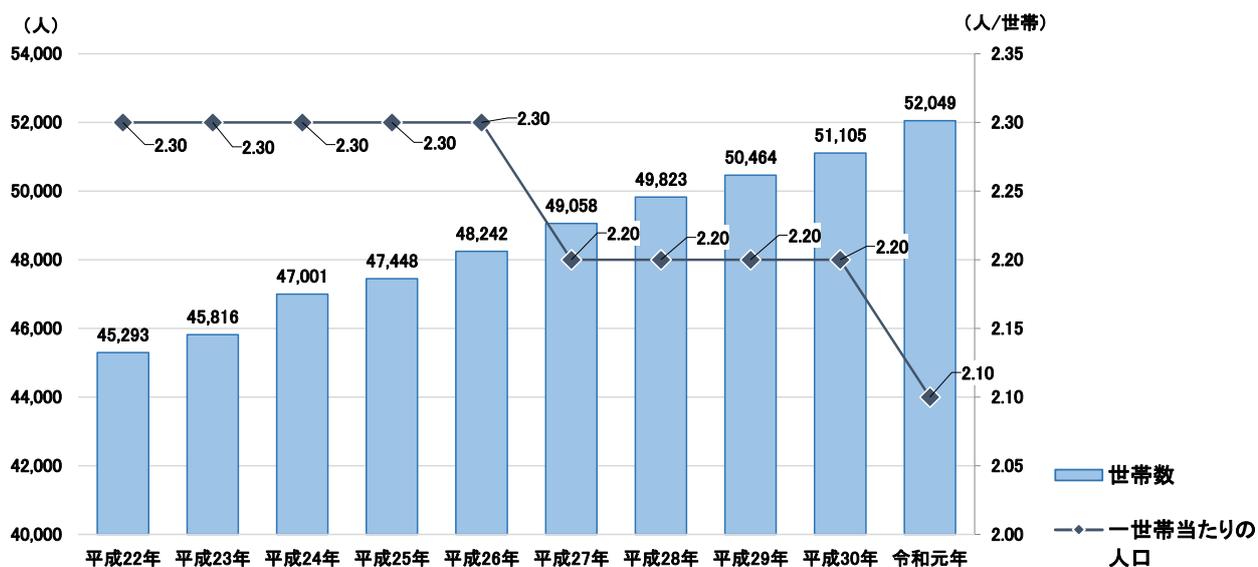
男女別年齢別人口

出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(令和元年10月1日現在)



過去10年間の年齢別人口の推移

出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)



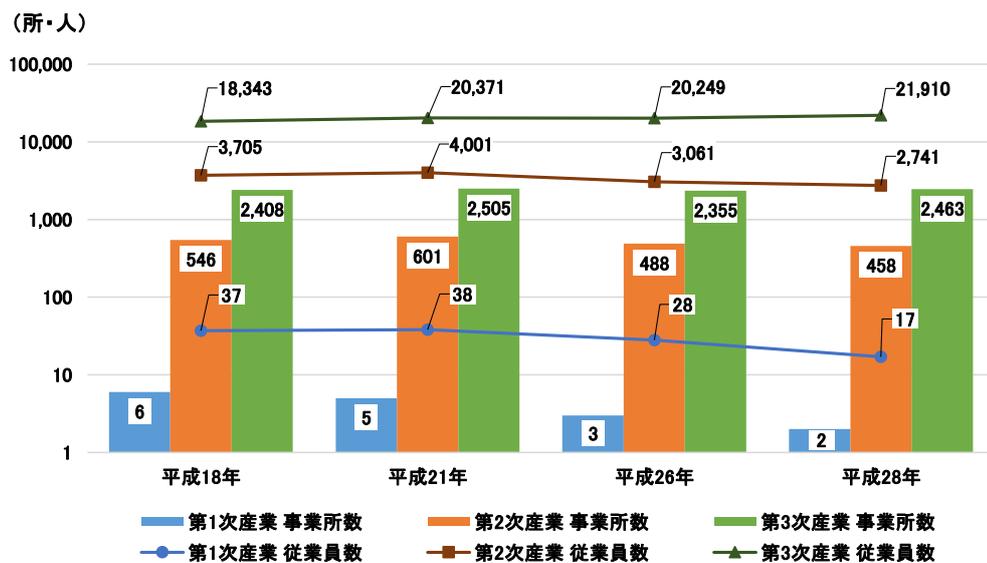
過去10年間の世帯数及び一世帯当たりの人口の推移

出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)

2. 事業所の動向

本市の産業の動向を産業別事業所数で見ると、令和2年の全事業所数は2,938事業所で、その内第3次産業の事業所が2,463事業所あり、割合が83.8%と最も高くなっています。また、第2次産業の事業所は458事業所、割合が15.6%、第1次産業の事業所は2事業所、割合が0.07%となっています。

年間商品販売額は平成28年の数値では、卸売店と小売店を合わせ約1071億円となります。内訳は、卸売業が約201億円(埼玉県内40市の中で35位)、小売業が約870億円(埼玉県内40市の中で19位)となっています。



産業別事業所数と従業員数の推移

(平成18年:10月1日現在、平成21年・平成26年:7月1日現在、平成28年:6月1日現在)

出典:統計ふじみ(富士見市)

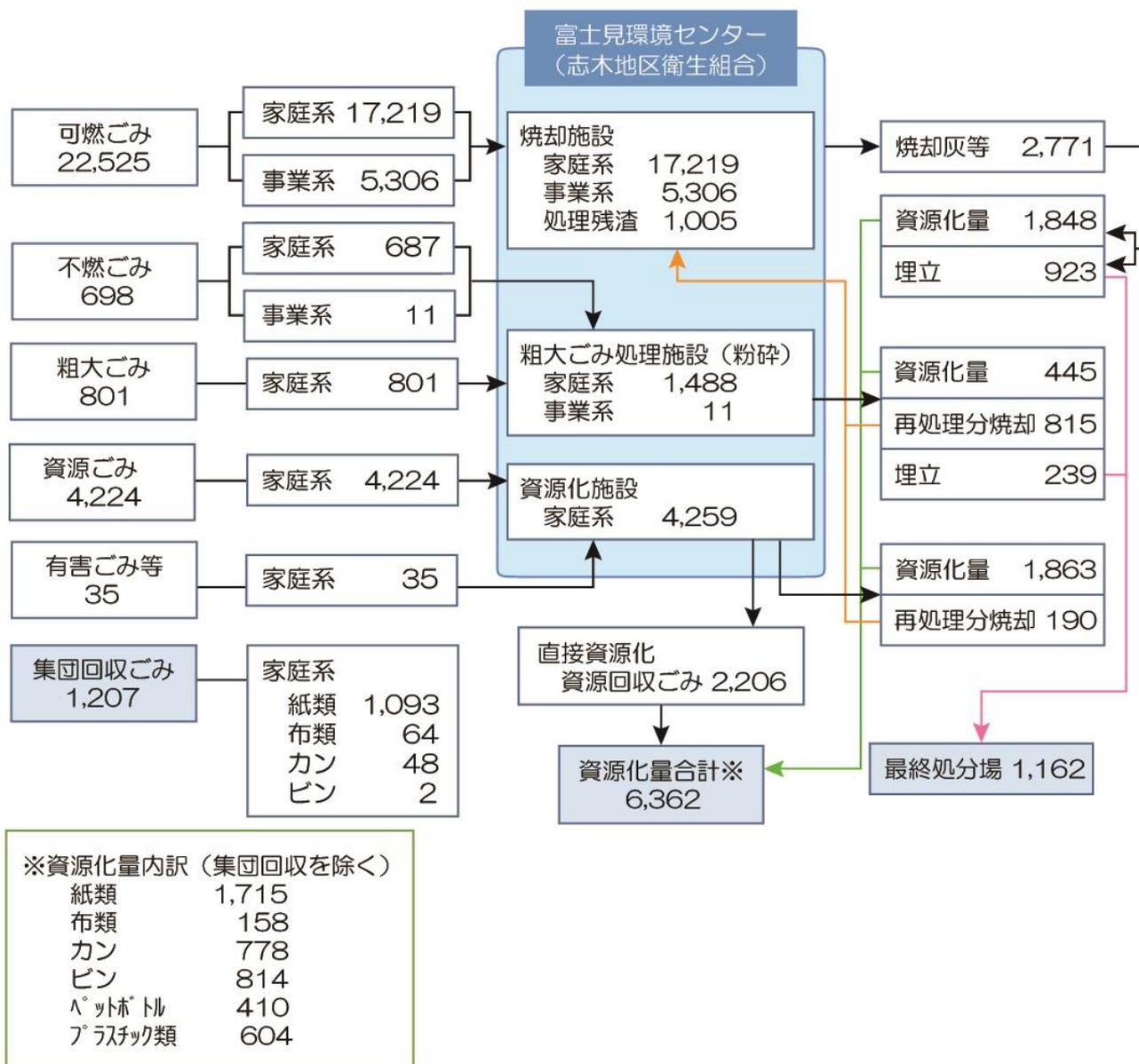
3. 土地利用の動向

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、都市計画制度を活用し、市街化調整区域に大型商業施設や一定の住宅の立地が見られます。また、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入により、人口が増加している地域があります。現在、産業施設の立地を誘導するための取組や、鶴瀬駅周辺での土地区画整理事業により、今後、土地利用の変化が予想できます。

4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）

（1）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、以下の流れで処分及びリサイクルされています。



（平成 30 年度実績、単位：t）

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

(2) 収集・運搬

① 収集運搬体制

本市では、ごみの収集について、一般廃棄物収集運搬許可業者、資源回収業者への委託による収集、資源回収業者との協定による収集を行っています。

収集・運搬の内訳

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体
組合搬入処理※	可燃ごみ	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（焼却）		組合（委託）※
		最終処分（残渣処理）		組合（委託）※
	不燃ごみ 粗大ごみ （家庭系のみ）	収集運搬	家庭系	市（不燃ごみ：委託、粗大ごみ：直営）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（破砕）		組合（委託）※
		最終処分	資源物（売却）	組合（委託）※
	残渣処理		組合（委託）※	
	ビン カン	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（選別）		組合（委託）※
		資源化	資源物（売却）	組合（委託）※
	容器包装リサイクル協会		組合（委託）※	
	ペットボトル	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		資源化		容器包装リサイクル協会
		資源化		容器包装リサイクル協会
資源プラスチック （家庭系ごみ）	収集運搬	家庭系	市（委託）	
		中間処理（選別）		組合（委託）※
	資源化		容器包装リサイクル協会	
	資源化		容器包装リサイクル協会	
有害ごみ （家庭系ごみ） [乾電池、蛍光灯、水銀計]	収集運搬		市（委託）	
	保管		組合（委託）※	
	資源化		組合（委託）※	
市回収処理	紙類	新聞	回収処理	市（東入間資源リサイクル協同組合）
		段ボール		
雑誌類				
紙パック				
その他の紙				
布類	衣類	回収処理 （資源回収登録団体）	資源回収登録業者	
	毛布			
集団資源回収	紙類	新聞		資源回収登録業者
		段ボール		
		雑誌類		
		紙パック		
その他の紙				
布類	衣類	資源回収登録業者		
	毛布			
ビン類	ビン	資源回収登録業者		
金属類	金属類			

※組合とは、本市と志木市、新座市の三市で構成される志木地区衛生組合のこと。

② 定期資源回収

本市の定期資源回収は、資源回収業者で構成されている東入間資源リサイクル協同組合（市指導で組合化）との協定により実施しています。市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進する事業です。資源回収業者の育成に効果的であるほか、委託契約による回収に比較し、行政・市民・事業者の協働と信頼関係により市の財政負担が膨らまない回収事業となっています。平成5年6月1日から実施しています。

③ 集団資源回収

本市では平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ）・布類、カン、生ピンを回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

④ 中間処理施設

富士見市から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合（本市、志木市及び新座市で構成される一部事務組合）の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

★志木地区衛生組合の概要

構成市	志木市・新座市・富士見市
設立	昭和39年6月1日
処理面積	51.60km ² (志木市：9.05km ² 新座市：22.78km ² 富士見市：19.77km ²)
処理人口	352,757人 (志木市：76,189人 新座市165,552人 富士見市111,016人) (各平成30年4月1日現在)
所在地	事務局：富士見市大字勝瀬480番地

★富士見環境センターの概要

(敷地面積 20,841.75m², 建築延面積 14,879.76m²)

ごみ焼却炉	180t/24H (90t × 2基)
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24H
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大ごみ・不燃ごみ系列	25t/5H
ビン系列	13t/5H
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t/5H

★新座環境センターの概要

(敷地面積 10,940.02m²)

【東工場 (建築延面積 3,245.10m²)】

ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	8.4t/24H
粗大ごみ切断処理施設	5t/5H

【西工場 (建築延面積 2,527.09m²)】

ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24H

⑤ 最終処分

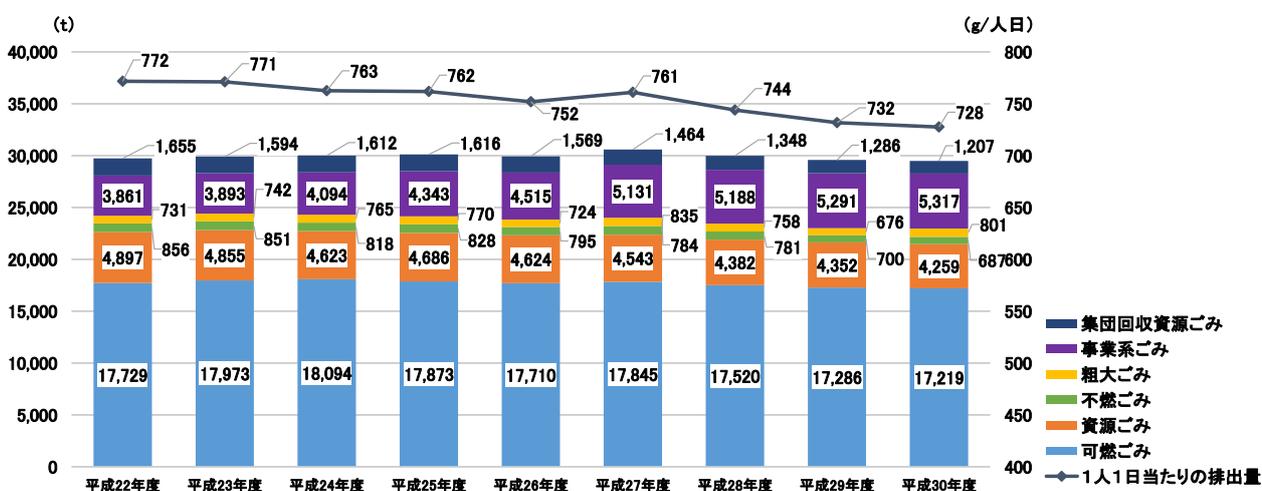
富士見市内を含め、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすにあたって焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の減量としてリサイクルしています。

5. ごみ排出量の推移

本市のごみ総排出量は、平成30年度で29,490tであり、この10年間でほぼ横ばいで推移しています。内訳を見ると、平成22年度から平成30年度の間に家庭系ごみは約1,247t減少しており、1人1日当たりのごみ排出量も約44g/人・日減少しています。その内、粗大ごみgは約70t増加しており、再利用の取組が求められます。

また、事業系ごみが1,456t増加しており、事業者へごみ削減の協力を求める必要があります。



富士見市のごみの排出量の推移

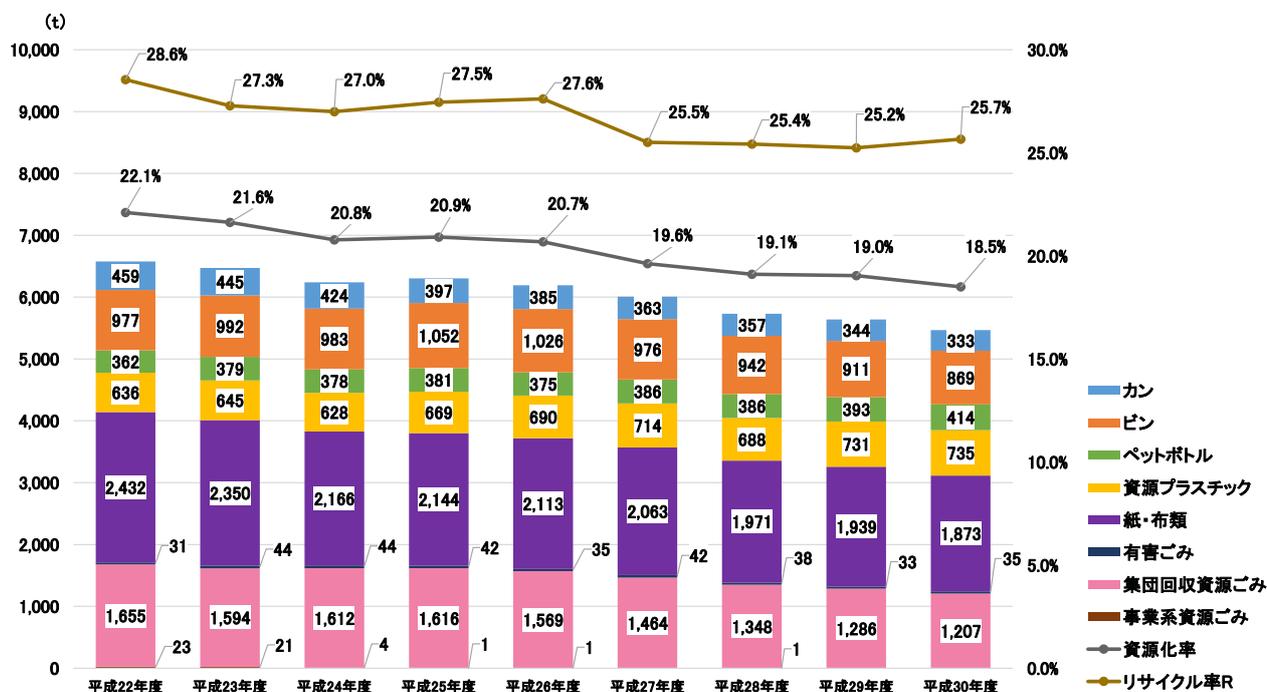
出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)

6. 資源化量の推移

資源ごみの総排出量は、平成 22 年度から平成 30 年度の間約 1,089t 減少しており、資源化率も 3.6%、中間処理後の再生利用量を含むリサイクルRも 2.9%減少しています。電子書籍やスマートフォンの普及等によるデジタル化が進んだことにより新聞紙や雑誌の排出量が減少していることが資源回収量減少の一つの要因となっていますが、引き続きごみの分別の徹底が求められます。

しかしその内訳を見ると、ペットボトルが約 52t、資源プラスチック約 99t 増加しています。海洋プラスチック（マイクロプラスチック）問題への対策としても、プラスチックごみの排出を抑制していくことが求められます。

※リサイクル率 R とは、ごみ処理量のうちの直接資源化量及び中間処理後再生利用量の割合を指します（集団回収を含む）。



富士見市の減量化・資源化・リサイクルの状況

出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)、「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

7. 処分量の推移

最終処分場に搬入されるごみ総量は、平成 26 年度から平成 30 年度までの間に 38.36 t 減少しています。これはごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっていますが、その内訳では粗大・不燃残渣が 94.8t 増加しており、排出抑制と再生利用の促進が求められます。

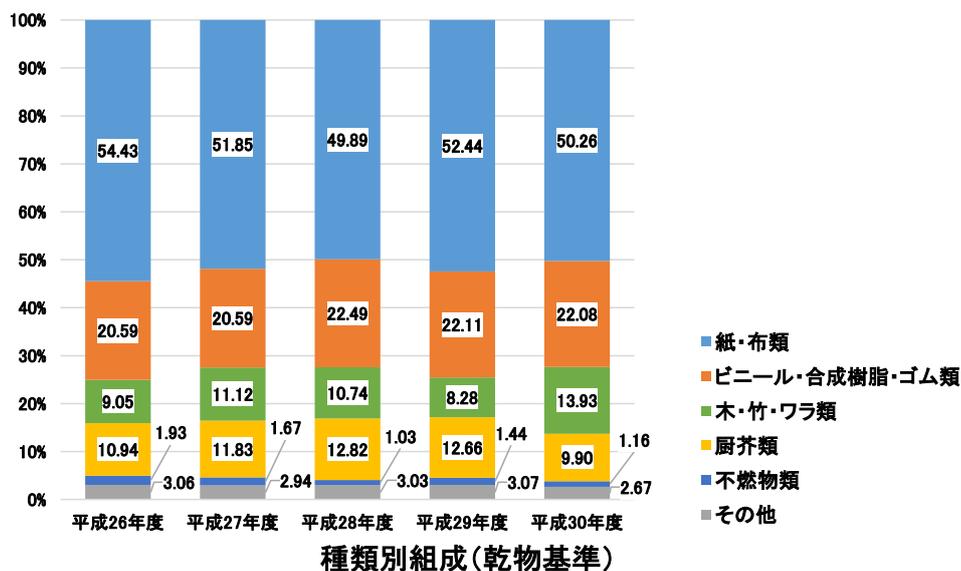
	焼却灰	集じん灰	不燃残渣		合計
			粗大・不燃残渣	廃乾電池・廃蛍光管・キレート	
平成 26 年度	2041.1	910.7	148.5	36.3	3136.6
平成 27 年度	1905.7	905.0	211.1	39.8	3067.9
平成 28 年度	1914.4	882.0	246.6	38.2	3081.3
平成 29 年度	1884.7	891.7	236.1	34.3	3046.8
平成 30 年度	1935.5	885.0	243.3	34.3	3098.0

参考:「志木地区衛生組合概要」(令和元年度版)を基に構成市のごみ処理人口で按分

8. 可燃ごみの組成

本市から排出される可燃ごみの組成は、紙類・布類が 5 割を占めていますが、平成 26 年度から平成 30 年度までに 4.17%減少しています。対して、ビニール・合成樹脂・ゴム類と木・竹・ワラ類の割合が、それぞれ 1.49%、4.88%増加しており、これらの排出抑制と再利用への取組が重要です。

また、可燃ごみの性状分析の結果、水分の割合は 3.02%減少しています。今後も引き続き、家庭や事業所における生ごみの水切りの徹底など、継続していくことが重要です。



出典:「志木地区衛生組合概要」

ごみ性状分析結果一覧

(単位：%)

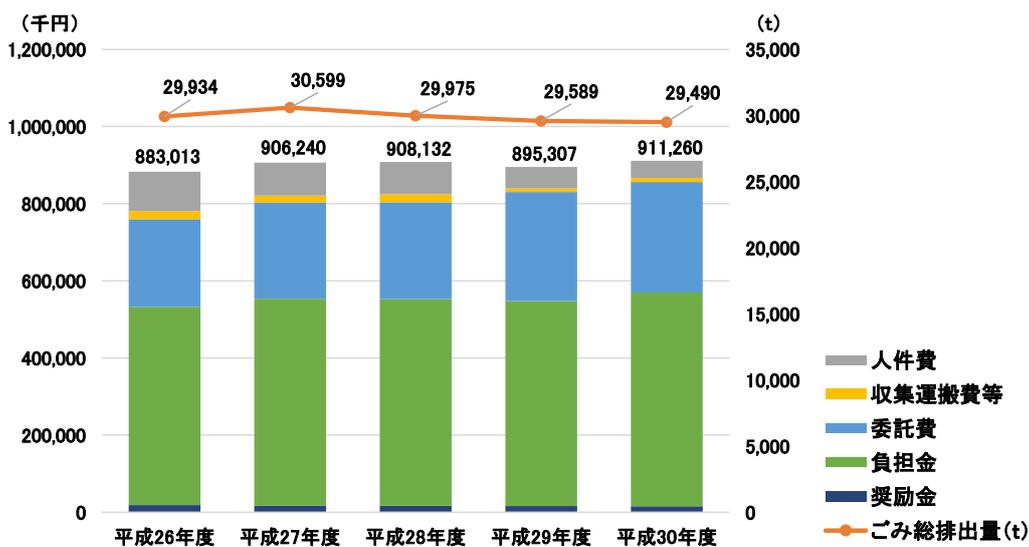
項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
乾物基準	種類組成	紙・布類	54.43	51.85	49.89	52.44	50.26
		ビニール・合成樹脂・ゴム類	20.59	20.59	22.49	22.11	22.08
		木・竹・ワラ類	9.05	11.12	10.74	8.28	13.93
		厨芥類	10.94	11.83	12.82	12.66	9.90
		不燃物類	1.93	1.67	1.03	1.44	1.16
		その他	3.06	2.94	3.03	3.07	2.67
		合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
湿物基準	成分	水分	50.44	47.22	50.41	50.41	47.42
		配分	6.13	6.05	5.17	5.17	5.27
		可燃文	43.43	46.73	44.42	44.42	47.31
		低位発熱量 (kcal)	1,710	1,900	2,017	1,963	1,930

出典：「志木地区衛生組合概要」

9. ごみ処理経費

平成 30 年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約 9 億円となっています。

ごみ処理人口からみると、1 人当たり年間 8 千円程度となっています。



ごみ処理経費の状況

出典：「富士見市の環境」(平成 30 年度版, 富士見市)

廃棄物処理事業経費(実態調査値)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ総排出量 (t)	29,934	30,599	29,975	29,589	29,490
ごみ処理経費 (千円)	883,013	906,240	908,132	895,307	911,260
人件費	102,240	85,205	83,359	55,756	44,746
収集運搬費等	20,849	17,912	20,875	9,034	10,024
委託費	227,553	249,716	251,527	283,003	286,975
負担金	513,963	535,776	535,776	531,386	554,113
奨励金	18,408	17,631	16,595	16,128	15,402
1人当たり年間 ごみ処理原価 (円)	8,096	8,249	8,229	8,082	8,205
1kg 当たり年間 ごみ処理原価 (円)	29.5	29.6	30.3	30.3	30.9

出典:「富士見市の環境」(平成 30 年度版, 富士見市)

10. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数、不法投棄物と市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量及び不法投棄されたごみ(クリーン作戦などで回収されたごみを含む。)を処分する際の財政負担は下表のとおりです。

不法投棄の発生件数は、平成 29 年度からは増加傾向にあります。また、平成 13 年の「家電リサイクル法」の改正に伴い、地方自治体で処理することができなくなった家電 4 品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)について、不法投棄は減少傾向にあります。

不法投棄に伴う財政負担

(単位:円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金	志木地区衛生 組合負担金	処理費総額
平成 26 年度	267,894	246,132	416,707	930,733
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成 29 年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成 30 年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239

※自動車リサイクル手数料を含みます。

※「志木地区衛生組合負担金」は構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。

出典:「富士見市の環境」(令和元年度版)

11. 取組実績

(1) 減量・資源化に対する行政の施策、市民の活動

身近な環境を守り育てるために、それぞれの主体が単独でできる活動は限られています。ごみの減量化や資源化を推進するため、行政・市民・事業者が一体となり、それぞれの役割に応じた活動をしていく必要があります。

① 富士見市環境施策推進市民会議

環境の保全及び創造を目指す行政・市民・事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担で連携、協力しながらお互いに自主的な行動を推進していく組織として平成15年6月に発足しました。環境にやさしいまちづくりを進めるため、行政・市民・事業者が一丸となって様々な環境問題の解消に向けた活動を行っています。

現在では市内4ブロック（鶴瀬東、鶴瀬西、水谷、南畑）に分け、地域に根差した活動を展開しています。（令和2年度推進委員121名）

② 富士見市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べます。令和2年度は、学識経験者5名、事業者4名、市民団体2名、公募市民4名の合計15名で構成されています。

③ 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

庁内の総合的な調整を行う組織で、環境に関する施策について検討・調整を行い、計画の進捗管理を行っています。関係各課の所属長16名により構成されています。

④ 地域ボランティア団体の活動

ポイ捨てごみや、道端に放置されたままの犬の糞などがいないきれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に関心を持ち、活動していくことが必要です。

本市では、町会や自治会、子ども会育成会などの団体の協力により、環境美化活動（クリーン作戦）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。また、市職員による安心安全道路クリーン事業の実施など、市による環境美化の率先事業を行っています。

クリーン作戦の取組実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体数	56	64	72	69	62
活動回数合計（回）	95	114	111	100	95
参加人数合計（人）	7,721	9,266	8,392	8,547	8,750

⑤ ふれあい収集

地域の協力が期待できない、高齢者や体の不自由な方の世帯のごみの排出を援助する目的でご自宅まで訪問して収集するふれあい収集事業を関係各課と連携して平成 21 年 5 月から開始しています。

ふれあいごみ収集の件数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	74 件	69 件	65 件	75 件	86 件

⑥ 公共施設の排出生ごみの堆肥化

学校給食センターや保育所などの公共施設から排出される生ごみについて、早期に減量・資源化する手法として、堆肥化プラントを持つ専門業者が一括して回収・堆肥化処理を実施しています。平成 30 年度は、約 116 t を堆肥化し、資源として活用しています。

⑦ 公園剪定枝のチップ化

公園で剪定された枯木はチップ化し、ぬかるみ対策および雑草対策として公園等にまかれています。平成 30 年度は約 42 t をチップ化し、資源として活用しています。

⑧ 生ごみ水切りの推進

生ごみの水切り生ごみに占める水分の割合は約 70～80%と高く、ごみの排出時に生ごみの水切りを行うことによりごみの減量化や温室効果ガスの削減にも効果があるため、富士見市環境施策推進市民会議と連携して街頭キャンペーンや富士見ふるさと祭りなどにおいて普及啓発を行っています。

(2) 環境啓発活動の状況

環境教育は、人間が環境に与える影響について関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にすることを育むために重要な役割を果たしています。また、環境教育は教育現場だけに限らず、家庭や地域の様々な場面で行われています。

① 富士見ふるさと祭りエコ広場での活動

富士見ふるさと祭りのエコ広場では、来場者が環境について学びながら楽しめるような内容で企画参加しています。環境関連団体や事業所に呼びかけ様々な企画やくらしのリユースを目的としたフリーマーケットなどを行っています。

また、展示会場では、市内小中学生による環境問題啓発ポスターの優秀作品を展示しています。令和元年度は 325 点の応募があり、その内の 18 点を優秀作品として選び、入賞者を表彰しています。

② 市内小中学校での環境講座の開催

将来の社会を担っていく子供たちが人と環境との関わりについて学び、関心を高める機会として、本市では市内小中学校からの依頼により、環境に関する出前講座を行っています。

③ 「富士見市の環境」の発行

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するために、「富士見市の環境」を発行しています。

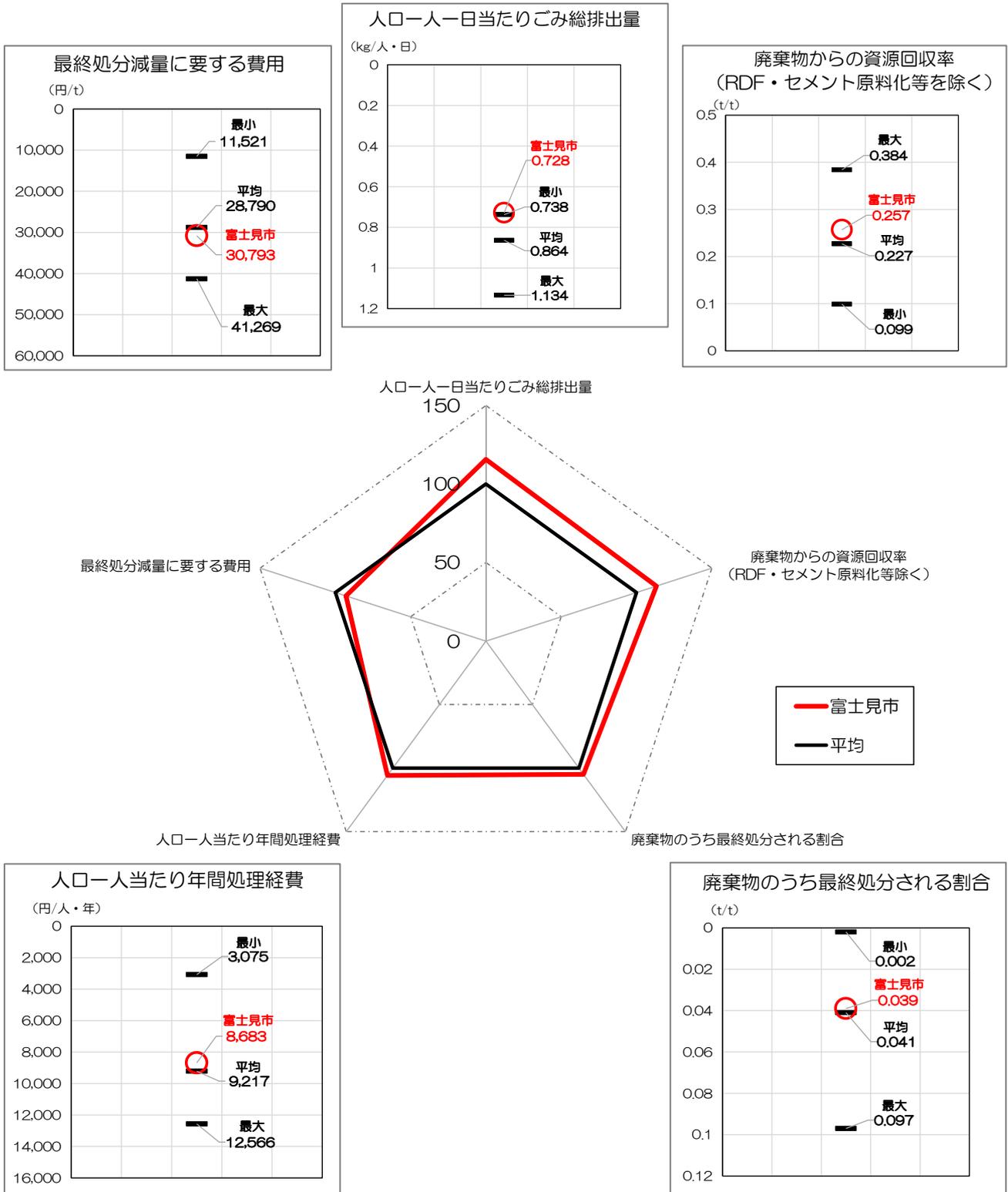
④ 環境情報の提供

本市では、市広報誌、ホームページやごみ分別アプリでの情報発信はもとより、市民団体などからの依頼により、環境に関する出前講座を行っています。

また、富士見市環境施策推進市民会議との共催により、環境に関する様々なテーマを題材にした講演会（環境講座）を実施しています。

1.2. 類似団体との比較

本市とともに志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市の他、本市と人口規模や都市形態、産業構造、財政規模が類似した県内の20自治体を類似団体として選定し、本市の課題等を抽出するため比較を行いました。



市町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
富士見市	111,055	0.728	0.257	0.039	8,683	30,793
行田市	81,522	0.992	0.099	0.013	7,323	17,443
加須市	113,334	0.995	0.384	0.03	12,396	33,527
本庄市	78,442	1.134	0.123	0.035	8,869	21,202
東松山市	90,216	0.931	0.185	0.08	9,557	29,403
狭山市	151,817	0.796	0.284	0.007	11,699	36,646
鴻巣市	118,933	0.793	0.189	0.002	6,979	24,141
深谷市	143,834	1.102	0.134	0.019	9,045	22,428
蕨市	75,146	0.774	0.21	0.097	9,195	31,731
戸田市	139,383	0.884	0.18	0.068	7,552	22,457
入間市	148,452	0.853	0.213	0.056	9,960	30,526
朝霞市	139,822	0.738	0.314	0.029	7,771	25,597
志木市	76,225	0.758	0.289	0.037	9,803	33,397
和光市	82,698	0.739	0.254	0.04	10,463	39,062
新座市	165,434	0.761	0.259	0.039	3,075	11,521
桶川市	75,387	0.747	0.257	0.078	11,225	40,288
久喜市	153,757	0.83	0.264	0.021	12,566	41,269
八潮市	91,148	0.952	0.162	0.049	8,385	22,642
三郷市	137,287	0.967	0.185	0.08	7,923	21,906
坂戸市	101,227	0.776	0.203	0.025	11,359	36,295
ふじみ野市	114,240	0.753	0.215	0.012	11,981	43,607
平均値	113,779	0.857	0.222	0.041	9,324	29,328
最大値	165,434	1.134	0.384	0.097	12,566	43,607
最小値	75,146	0.728	0.099	0.002	3,075	11,521

※「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)より算定。

【分析・評価】

人口1人1日当たりごみ総排出量	類似団体20自治体より低い排出量(最小値)となりましたが、「廃棄物処理基本方針」(平成28年1月、環境省告示第7号)で定めた目標約0.500kg/人・日を達成できていません。排出抑制の意識や取組を推進することが求められます。
廃棄物からの資源回収率	平均値より若干高い値となりました。国目標の約27%の達成に向けてリサイクルの取組を促進することが求められます。
廃棄物のうち最終処分される割合	平均値を若干下回りました。ごみの減量・資源化効果が高いと考えられます。
人口1人当たり年間処理経費	平均値より低い値となりました。ごみの減量化・排出抑制の施策が進展していることが考えられます。
最終処分減量に要する費用	平均値より若干高い値となりました。ごみ減量化による成果は上げられているものの、費用対効果が伴っていないと考えられます。費用を下げる施策が求められます。

第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理

1. 数値目標の達成状況

(1) 目標の達成状況

令和2年度目標に対し、直近でデータが整理できている平成30年度の実績値を比較した結果、集団資源回収を除き80%を超える進捗率となっています。集団資源回収量は68.4%となっており、目標達成に向けて、さらなる減量化・資源化に取り組むことが求められます。

項目		平成30年度実績	令和2年度目標	目標までの進捗率
ごみ排出量	ごみの総排出量 (t)	29,490	28,741	97.5%
	家庭系排出量 (t)	22,967	21,987	95.7%
	1人1日あたりの家庭系ごみの排出量 (g)	567	542	95.6%
	事業系排出量 (t)	5,317	4,990	93.8%
資源回収量	資源総回収量 (t)	5,466	6,585	83.0%
	資源化率 (%)	18.5	22.9	80.8%
	定期収集による資源ごみ回収量 (t)	4,259	4,821	88.3%
	集団資源回収量 (t)	1,207	1,764	68.4%

出典:「統計ふじみ」(富士見市)
「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

(2) 国・県の目標値との比較

環境省の平成30年度一般廃棄物実態調査によると、本市における1人1日当たりのごみ排出量は728gとなっています。全国平均(1人1日当たりのごみ排出量918g)と比較すると本市は少ない排出量となっています。また、人口10万人以上50万人未満の自治体(252自治体)の中で第13位となっており、ごみ減量化推進の施策・取組の成果を上げています。

また、国では廃棄物処理法基本方針(平成28年1月)に、県では第8次廃棄物処理基本計画(平成28年3月)に、令和2年度を目標値として掲げており、本市の目標値との比較を行いました。

ごみの総排出量は平成 24 年度と比較して減少していますが、人口及び事業所の増加により、国の目標より約 10%低い値となっています。1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は、国及び県の目標に対して 64～67g 高い値となっています。資源化率は、国の目標に対して約 8%低い値となっています。事業系排出量は、事業所の増加により平成 25 年度比で約 30%増加しており、県の目標に対し約 40%高い値となっています。

項目	令和 2 年度目標			富士見市 実績
	国	県	富士見市	
ごみの総排出量 (t)	平成 24 年度比 約 12%減	—	28,741	平成 24 年度比 約 2%減
1 人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量 (g)	500	503	542	567
事業系排出量 (t)	—	平成 25 年度比 約 10%減	4,990	平成 25 年度比 約 30%増
資源化率 (%)	約 27	—	22.9	18.5

2. 施策の取組状況

「富士見市一般廃棄物処理基本計画 第 2 次計画」の各施策の取組状況については、次頁の表のとおりです。

★ 発生・排出抑制・資源化計画

目標	施策の内容	取組状況	課題
家庭系ごみ排出抑制の推進	資源化率向上の取組	ごみ分別アプリを導入しました。また、認定事業者と協定を締結し、小型家電の資源化を促進しました。さらに、環境課カウンターに携帯電話・スマートフォンの回収ボックスを設置しました。集団資源回収については、ホームページや広報紙を通じ広く実施を呼びかけました。	家庭から排出される剪定枝・廃食用油の資源化 可燃ごみとして排出されているプラスチック・紙類の分別の徹底、資源回収の推進
	生ごみ減量化の推進	富士見ふるさと祭りエコ広場や街頭活動を通じて生ごみの水切りの啓発を実施しました。また、町会や学校に対する出前講座などを通じて食品ロスの削減の啓発を行いました。	水切りの推進のほか、生ごみの発生抑制の啓発 (使う分だけ購入、食べきる) 量り売りの利用→実施店舗との連携
	環境教育・学習の充実	学校や町会など参加者の年齢層に応じた出前講座を実施しています。また、富士見市環境施策推進市民会議と共催で環境講座を実施しています。	幅広い世代への環境教育の充実 行政側からの発信
	市民への意識啓発	富士見ふるさと祭りエコ広場で環境団体や企業と連携して楽しく学べる場を提供しています。また、家庭ごみと資源の出し方やごみ分別アプリを通じて資源化・減量化の意識を醸成しています。	幅広い世代への効果的なPR 方法の検討 4R推進のための周知
	環境に配慮した物品の使用促進	富士見ふるさと祭りエコ広場の啓発品としてエコマーク商品を配布して啓発を実施しています。	ワンウェイプラスチック等の使用削減 グリーン購入の普及促進
	店頭・販売店回収の促進	大型店舗で店頭回収が実施されています。	店頭回収実施店と連携した情報発信
	バイオマスの研究	公共施設の生ごみを堆肥化しています。	温暖化問題・廃棄物問題の両面からバイオマス利活用の研究
	家庭ごみの有料化の研究	志木地区衛生組合と構成市との協議の結果、現時点では有料化は実施しないとの結論に至りました。	志木地区衛生組合、構成市との連携による研究の継続
まとめ	水切りの推進や分別、資源回収への理解と協力が図られているものと考えられます。具体的な実践活動としては、集団資源回収、出前講座や環境講座などを通じた啓発活動、店頭回収などが挙げられます。一方で当初計画に挙げたうち、より資源化が推進できる食品廃棄物の資源化や剪定枝の資源回収などの施策の推進については今後の課題とします。		

目標	施策の内容	取組状況	課題
事業系ごみ排出抑制の推進	エコアクション21・ISO14001の導入啓発	エコアクション21については、他自治体と共同で導入啓発を行っています。	他自治体との共同による認証取得に向けた導入啓発の実施
	過剰包装の抑制	商工会を通じて各会員に啓発を実施しました。	ばら売り、量り売りの促進 事業者と連携した情報発信
	個人事業者への啓発	アンケートについては実施できませんでした。集積所に排出された事業系ごみに対しては収集時に警告シールを貼り、改善されない場合は事業者へ直接指導しています。	排出者責任、処理方法の周知
	発生源の排出抑制	廃棄物を多く輩出する多量排出事業者に指導しています。	廃棄物の再生利用を推進する事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保
	食品廃棄物の抑制	ホームページや広報で「食べきりタイム」の啓発を実施しています。	食品廃棄物の減量化を推進する食品関連事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保
	環境に配慮した物品の使用促進	環境に配慮した物品については、公共施設への啓発を行っています。	グリーン購入、グリーン調達の普及啓発
まとめ	エコアクション21の導入啓発や多量排出事業者資源計画書の提出などの施策を進めました。エコアクション21については、近隣自治体と共同での導入啓発事業を行っています。一方発生源に対するアプローチとして実施できなかったアンケートについて再度研究し、実態把握と具体的な減量について検討します。また、食品廃棄物の排出抑制については提供者・消費者と協働して効果的な減量に取り組みます。		

★ 収集運搬計画

目標	施策の内容	取組状況	課題
市民サービスの適正化と合理化、整備、効率的な収集運搬体制の	収集・運搬体制の合理化、効率化	平成29年4月に粗大ごみの委託化を行いました。	環境負荷が低く、安全で効率的な収集・運搬体制の構築 開発に伴う見直し
	高齢者や障がい者の収集運搬体制の充実	ふれあい収集については継続して実施しています。収集かごについては軽量のカン用ネットを導入しました。	高齢化の進展に対応する収集・運搬体制の構築
	ごみ集積所システムの充実	集積所情報はじめ、収集運搬に係る情報を整理しています。	ごみ集積所システムを活用した、ごみ散乱防止対策の検討
	クリーンエネルギー自動車の導入啓発	清掃車を新規導入する機会はありませんでした。	委託、許可業者への導入啓発 補助金等の情報提供
	市民・事業者・行政のパートナーシップの確立	環境施策推進市民会議では、市民、事業者、行政が連携して事業を行い、街頭キャンペーンなどを行っています。	市民・事業者・行政が連携した不法投棄対策、環境美化活動の推進
	一般廃棄物会計基準の導入の推進	未着手	志木地区衛生組合、構成市との連携による研究
	粗大ごみ処理手数料納入方法の変更	平成29年4月の粗大ゴミ委託化に伴い前払い方式に変更しました。	完了、効率的な運用の継続
	大規模災害発生時の廃棄物の対応	災害発生時には随時、県及び志木地区衛生組合と連携しています。	災害廃棄物処理計画の策定（R3予定）、県、一部事務組合、関連業者との連携
まとめ	収集運搬計画についてはおおむね順調に達成に向けて取り組みました。更なる効率的・合理性を図るため、市民、事業者と協働して課題解決を図っていきます。また、高齢者や障がい者の収集運搬体制の充実のための施策としては、集積所ごとに利便性の向上を図った対応や、持続可能なふれあい収集の方法など関係各課と連携して行っています。		

※中間処理計画・最終処理計画・施設整備計画については、平成24年に志木地区衛生組合において一般廃棄物処理基本計画の改定を実施したため、既存計画の評価を行わないこととします。

3. 課題の整理

前項の「1. 数値目標の達成状況」及び「2. 施策の取組状況」を踏まえ、類似自治体との比較・分析・評価から課題を抽出し、整理しました。

項目	課題
社会条件	<p>◆一世帯当たりの人口は減少傾向にあり、単身世帯や核家族化によるものと考えられますが、総人口は増加傾向にあります。第3次産業が増加傾向にあり、総人口増加を含め、大型商業施設の開業が要因の一つと考えられます。しかしながら、将来人口推計では、令和7年あたりから減少に転じると予測され、家庭系ごみ排出量は減少することが推測されますが、1人1日当たりのごみ排出量を削減していく働きかけが大切です。</p>
排出	<p>◆可燃ごみの組成では紙類が約50%を占め、次いでビニール・合成樹脂・ゴム類が22%となっています。今後さらに、紙・布類、資源プラスチックの適正排出を啓発する必要があります。特にビニールを含むプラスチックごみは環境問題として取り上げられ、減量化が求められます。</p> <p>◆家庭及び事業における食品ロスの削減が求められます。</p> <p>◆事業系ごみの排出については、家庭系の集積所への排出の実態や食品リサイクルの利用啓発による減量化等の課題もあり現状把握が重要です。</p> <p>◆事業者数が増加しており事業系一般廃棄物の排出量が増加している傾向にあります。特に可燃ごみの増加が顕著であることから、事業者への排出抑制を改めて啓発し、併せて食品リサイクルや紙の資源化、ワンウェイプラスチックの削減などの方策を積極的に取り組むことができるよう、サポート体制を整えることが課題とあげられます。</p> <p>◆排出抑制は類似団体との比較では、一定の成果を得ていることが確認されましたが、さらなる発生・排出抑制の推進を図る必要があります。</p> <p>◆直接搬入ごみや粗大ごみ量が若干増加傾向にあり、具体的な現状把握や原因を調査したうえで、減量化を推進することが求められます。</p> <p>◆新型コロナウイルス感染拡大防止策である「新しい生活様式」の導入により、家庭ごみ及び不燃ごみが増加し、事業系ごみの排出及び粗大ごみの持ち込みが減少している現状にあると考えられ、家庭で行うごみの減量化策のさらなる拡大と分別の徹底が求められます。</p>

項目	課題
減量化・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ◆分別と資源化には市・市民・事業者の協力と協働が重要です。減量化・資源化意識の高揚が実践につながる具体策を研究・検討します。また、町会等と富士見市環境施策推進市民会議との連携や地域リーダーの育成を進めながら減量化・資源化に対する意識を浸透させていかなければなりません。 ◆志木地区衛生組合や構成市の志木市や新座市とともに広域的な減量・資源化の課題検討を積極的に進めていく必要があります。 ◆行政の債務としての一般廃棄物処理に関する業務のあり方を確認した上で、ごみの排出抑制や家庭ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る手段の一つとして、家庭ごみ有料化の研究を、志木地区衛生組合や構成市とともに進めることが求められます。 ◆家庭ごみについては、レジ袋の有料化に伴い、プラスチックごみに対する減量化意識が高まる可能性はありますが、引き続き、市民及び来訪者に対し、ごみの減量と資源循環の意識を向上させる啓発活動を継続することが求められます。市民とのごみ処理活動等とおして、ごみの減量化と再資源化について働きかけることが大切となってきます。 ◆事業系ごみについては、事業系ごみ排出量は、増加傾向にあり、事業者に対してごみの削減を要請していくことが求められます。
ごみ処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設排出生ごみの堆肥化は、ごみの減量・再利用に繋がるため、市の率先行動として継続するとともに、生ごみ水切りの取組を含め、市民等への啓発が大切と考えられます。
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や体の不自由な方を対象にした「ふれあい収集」は、今後の高齢化率の上昇により利用者の増加が予想されます。より効果的な施策に取り組むために、市民の協力体制を含めた持続可能な手法の見直しが求められます。 ◆ふれあい収集を除き収集運搬業務の全面委託化が完了し、今後はより効率的に収集運搬を行うことについて研究・検討しなければなりません。 ◆低公害車等の導入など、環境に配慮した収集・運搬計画の検討が求められます。
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆撤去のための負担は増加傾向にあります。不法投棄は啓発活動と併せ市民のモラル向上のための施策が求められますが、以前から決め手となる具体策が難しいのが実情です。関係者・団体等との連携を図りながら、クリーン作戦の継続的な取組とともに、捨てにくい環境づくりの研究を進めていく必要があります。 ◆2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の環境課等による連絡協議会を設置し、広域的な取り組みとして情報交換や対策等を進めていく必要があります。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般廃棄物を処理するためには中間処理施設の安定的な稼働が不可欠です。中間処理施設の維持管理は志木地区衛生組合で行っていますが、経年劣化を視野に入れた中・長期的な施設、設備の維持計画の作成が進められています。 ◆現有施設の維持管理は、計画的に実施していくことが必要です。同時に、前記の課題改善に必要な設備の拡充も検討する必要があります。 ◆ごみ処理の考え方は、これまでの4Rや適正処理の推進に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備として、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する検討も始まっています。世界・国・県等の動向を注視していくことが求められます。

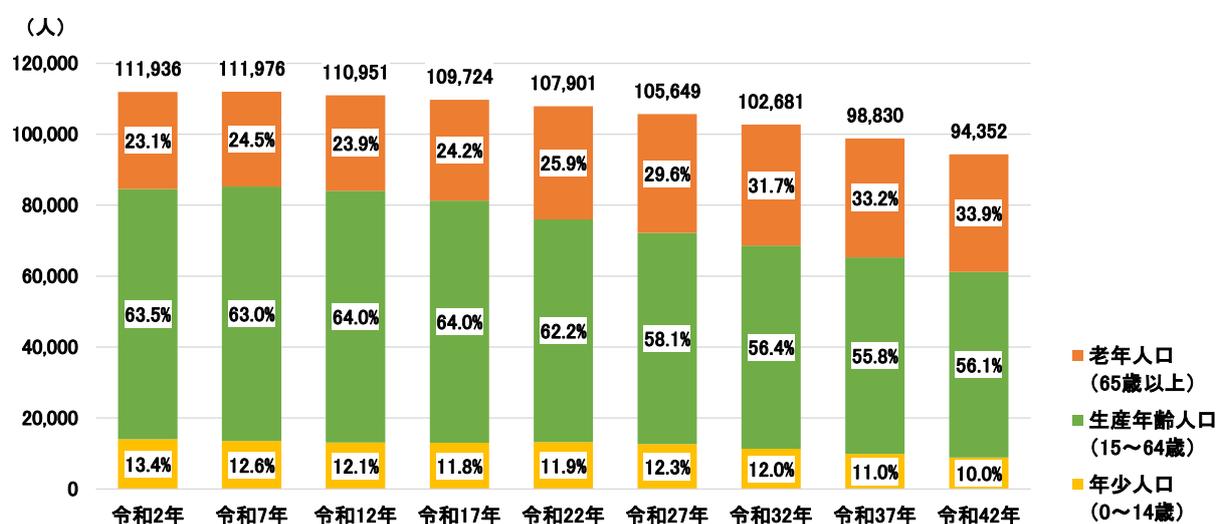
項目	課題
最終処分	<p>◆最終処分場をもたない本市では、最終処分地を管外に依存しているため、常に処分地の確保が不安定な状況にあります。また、現在の委託先の埋め立て残存容量には限りがあります。資源化や減量化と併せ、100%地区内処理の可能な方法の検討を進めていく必要があります。</p>
学習・啓発活動	<p>◆4Rのさらなる推進と、ごみの減量・資源化を学ぶ機会の充実を図り、ボランティア活動等を通じた市民との協働が求められます。</p> <p>◆富士見環境センターリサイクルプラザ「利彩館」の市民の利用をさらに促進する必要があります。</p>
ごみ処理費	<p>◆老朽化したごみ処理施設の更新や収集費用の増加が今後予測されます。</p> <p>◆さらなるコスト削減を行うために市民や事業者へのごみ減量の啓発とともに市の直営収集事業委託の民間事業者を含め、コストを意識したあらゆる方法の比較検討が重要です。</p>

第4章 将来予測

1. 人口・事業所数の将来予測

(1) 人口の将来予測

本市では、令和2年5月に「富士見市人口ビジョン」を策定し、本市の総合戦略の実現に向けた効果的な施策を企画立案するための基礎資料として将来人口を推計するとともに、人口の将来展望について目指すべき方向性を示し、人口10万人を維持することを目標としています。



将来人口推計

出典: 富士見市人口ビジョン(富士見市)

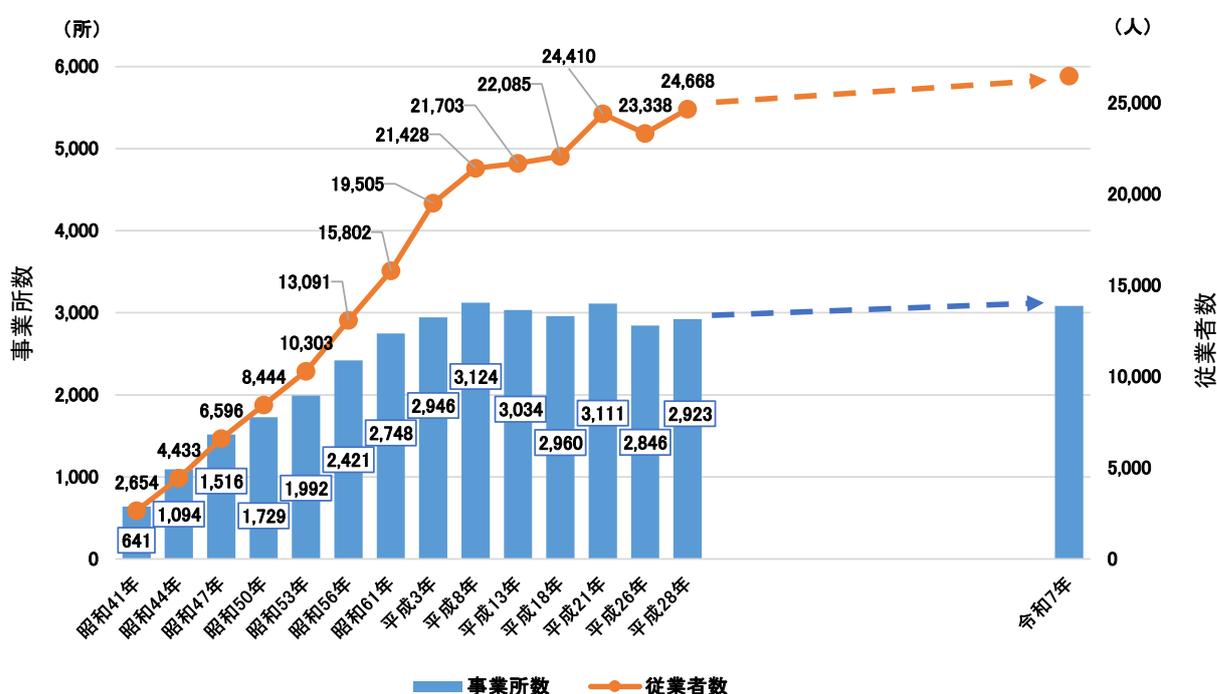
なお、「富士見市人口ビジョン」では、住民基本台帳に基づく1月1日現在の人口を基に令和2年から5年ごとに推計を行っています。そのため、将来人口は一般廃棄物処理実態調査のデータに合わせ、5年ごとの推計値を令和元年度10月1日現在の人口(実績値: 111,674人)で補正した値を将来人口としました。

(2) 事業所数の将来予測

市内の事業所数は、昭和から平成初期にかけて増加していて、昭和53年には1,992事業所だったものが平成8年には3,124事業所まで増えています。しかし、そこから緩やかに減少していましたが、平成27年に大規模商業施設の開業に伴い平成28年には2,923事業所になっています。

従業員も事業所数の伸びに伴って昭和から平成初期にかけて大きく伸びていましたが、平成8年以降は微増するにとどまっています。大規模商業施設の開業に伴い平成28年では24,668人と増加しています。平成28年でみると、事業所あたり約8.4人となっています。

令和7年度には、産業団地の開発による企業誘致で、事業所数が増加すると見込まれています。また、それによって従業者数の増加も期待されます。



事業所数・従業者数の推移

(昭和41年・昭和44年:7月1日現在、昭和47年:9月1日現在、昭和50年:7月1日現在、昭和53年:6月15日現在、昭和56年・昭和61年・平成3年:7月1日現在、平成8年・平成13年・平成18年:10月1日現在、平成21年・平成26年:7月1日現在、平成28年:6月1日現在)

令和7年度従業者数は、直近5年分の従業者数から累乗予測式を用いて算出した人数

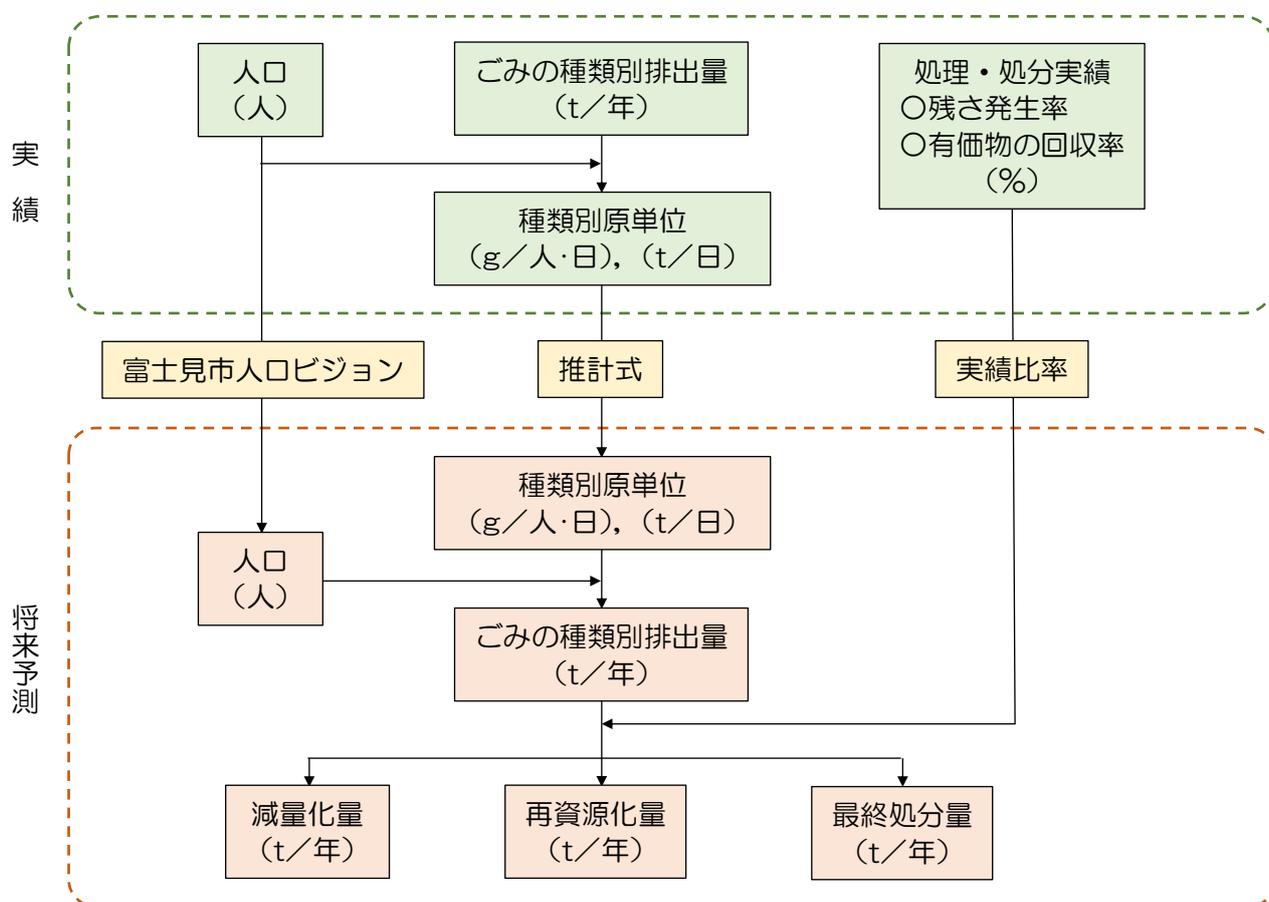
出典:統計ふじみ(富士見市)

2. ごみ排出量・処理量の将来予測

(1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は以下に示すとおりです。

過去5年間の1人1日当たりのごみ種類別排出量実績を推計式にあてはめ、「富士見市人口ビジョン」(令和2年5月)に基づいた将来人口を乗じて将来のごみ種類別排出量を推計しました。次に、残さ発生率や有価物の回収率の過去5年間の実績をもとに、将来の再資源化量及び最終処分量を推計しました。

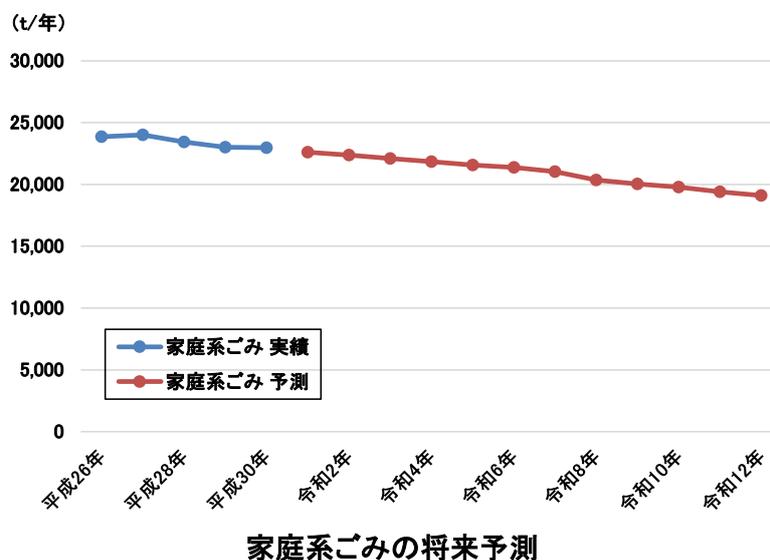


平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の実績から、下表に示す 6 つの推計式から予測値を算出し、実績値を考慮して最も適当な予測値を採用しました。

推計式の名称	推計式	備考
一次近似	$Y=a \times b$	Y：推計値 a,b,c：係数 ln,e：自然対数、逆対数 x：年度
二次近似	$Y=ax^2+bx+c$	
累乗近似	$Y=ax^b$	
指数近似	$Y=a \times e^{bx}$	
対数近似	$Y=a \times \ln(x) + b$	
定数近似	$Y=a$	

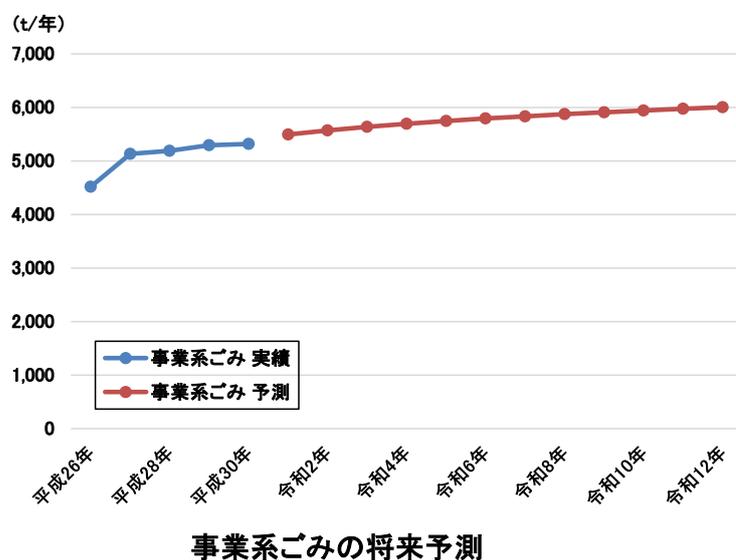
(2) 家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみの年間排出量予測は以下のとおりとなっています。平成 27 年度をピークに減少を続け、令和 12 年度の年間排出量は 19,106t と予測されました。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止策である「新しい生活様式」導入により、家庭ごみの排出量は予測より多くなると考えられます。



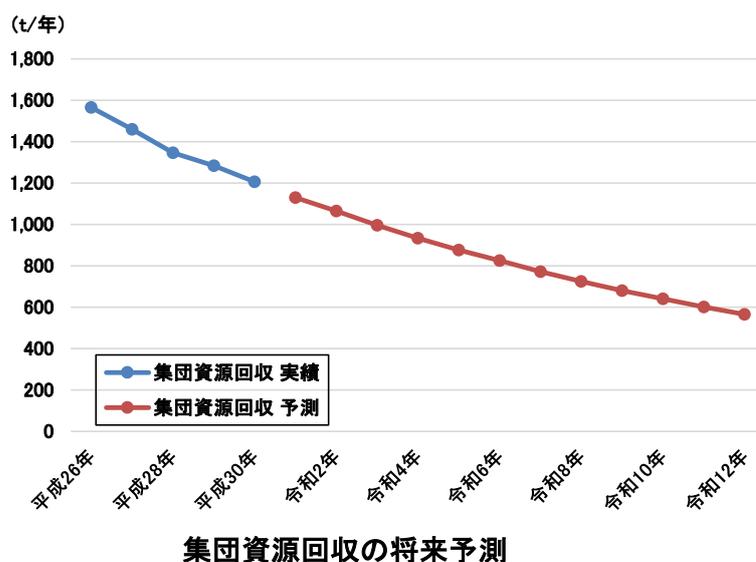
(3) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみの年間排出量予測は以下のとおりとなっています。平成 26 年度の実績から増加傾向で、予測範囲でも増加を続け、令和 12 年度の年間排出量は 6,004t と予測されました。



(4) 集団資源回収の将来予測

集団資源回収の年間回収量予測は以下のとおりとなっています。平成 26 年度の実績から減少傾向で、予測範囲でも減少を続け、令和 12 年度の年間排出量は 565t と予測されました。



(5) ごみ排出量の将来予測

収集家庭ごみ量は、1人1日あたりの実績排出量を原単位として推計式にあてはめ、将来動向を推計しました。現状の施策を継続した場合の将来収集家庭ごみの原単位は減少傾向になると見込まれます。

事業系ごみ量は、1日あたりの実績排出量を原単位として推計式にあてはめ、将来動向を推計しました。事業系ごみ量の原単位は増加傾向になると見込まれます。

家庭ごみは人口の減少に伴い、排出量が減少していくと考えられますが、引き続きごみの減量化が求められます。また事業者によるごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、排出量を抑制していくことが必要となります。

ごみ排出量の将来予測・推計値

(単位：t/年)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	111,674	111,942	111,950	111,958	111,966	111,974
家庭系ごみ	22,608	22,378	22,104	21,836	21,574	21,377
可燃ごみ	17,045	16,907	16,640	16,423	16,208	16,040
不燃ごみ	658	628	595	566	537	512
粗大ごみ	762	768	767	768	770	773
資源	4,143	4,075	4,101	4,079	4,059	4,052
カン	332	328	323	318	315	312
ビン	836	803	766	733	701	673
プラスチック	743	755	760	768	776	786
ペットボトル	416	426	432	439	447	456
有害ごみ	34	34	32	31	30	29
紙・布類	1,816	1,763	1,820	1,820	1,820	1,826
事業系ごみ	5,495	5,570	5,635	5,693	5,744	5,791
可燃ごみ	5,483	5,558	5,623	5,680	5,731	5,778
不燃ごみ	12	12	12	13	13	13
資源	0	0	0	0	0	0
集団資源回収	1,131	1,065	996	934	877	826
総排出量	28,103	27,948	27,739	27,529	27,318	27,168

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	111,822	111,617	111,412	111,207	111,002	110,767
家庭系ごみ	21,039	20,363	20,039	19,776	19,413	19,106
可燃ごみ	15,764	15,528	15,296	15,108	14,841	14,615
不燃ごみ	484	459	436	414	392	371
粗大ごみ	772	772	772	774	772	771
資源	4,018	3,604	3,535	3,480	3,408	3,348
カン	308	305	301	299	296	293
ビン	641	612	584	559	532	508
プラスチック	790	796	802	811	815	820
ペットボトル	462	469	476	484	491	498
有害ごみ	28	28	27	26	25	24
紙類・布類	1,818	1,423	1,372	1,326	1,275	1,229
事業系ごみ	5,833	5,873	5,909	5,942	5,974	6,004
可燃ごみ	5,820	5,859	5,895	5,928	5,960	5,989
不燃ごみ	13	14	14	14	14	14
資源	0	0	0	0	0	0
集団資源回収	772	725	680	641	601	565
総排出量	26,872	26,236	25,947	25,718	25,387	25,110

※将来人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の実績値と富士見市人口ビジョン（富士見市）で起算日が違うため、補正した値となっています。

（6）資源化率の将来予測

ごみ排出量から算出される将来の資源化率は、現行の水準で推移していくと想定すると下記の通りの予測となります。

資源化総量とは、家庭系ごみのうち資源（カン、ビン、プラスチック、ペットボトル、有害ごみ、新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ、布類）の合計量と、事業系ごみの資源（ビン、カン、ペットボトル）の合計量と集団資源回収の排出量を合計したものです。

予測結果では、ごみの総排出量とともに資源化総量も減少傾向となっており、資源化率も低下しています。資源化率を上げるための施策を講じる必要があります。

なお、中間処理後の数値を資源化総量に組み込んでいないため、環境省が発表している資源化率の数値とは異なります。

項目	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
総排出量 (t) (A)	28,103	27,948	27,739	27,529	27,318	27,168
資源化総量 (t) (B)	5,274	5,140	5,097	5,013	4,936	4,877
資源化率 (%) (B/A)	18.8%	18.4%	18.4%	18.2%	18.1%	18.0%

項目	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
総排出量 (t) (A)	26,872	26,236	25,947	25,718	25,387	25,110
資源化総量 (t) (B)	4,790	4,329	4,216	4,121	4,009	3,913
資源化率 (%) (B/A)	17.8%	16.5%	16.2%	16.0%	15.8%	15.6%

(7) 土地利用計画の変更に伴う予測

今後の土地利用の変化は、シティゾーンにおける産業団地の整備や、鶴瀬駅周辺の土地区画整理事業の進捗等により、事業所の増加が考えられます。また、旧暫定逆線引き地区や、生産緑地地区の解除等により宅地開発が考えられます。

第5章 第3次計画の目標と推進体系

1. 基本理念

ごみ処理事業は、人々が快適に暮らすための大切な社会基盤の一つであることを認識しつつ、低炭素社会や資源循環社会など、国際・国内潮流と相まって、環境に配慮した施策を推進することが求められています。

こうした情勢を踏まえ、ごみ処理に関する将来像を見据えた本市のごみ処理の基本理念は以下のとおりとします。

ごみ減量など身近な環境を守る活動を市民協働により充実し、
環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を目指します

これまでの現状と課題を踏まえ、基本理念達成に向けたごみ処理基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針Ⅰ 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した環境負荷の少ない廃棄物の処理と将来を担う子どもたちに引き継ぐべき低炭素化社会の実現に向けた事業推進を図ります。

基本方針Ⅱ 4Rのさらなる推進

行政・市民・事業者が一体となり、ごみの減量化・再資源化を進めるため、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進を図ります。

分別の区分見直しを引き続き行い、分別を徹底することで、ごみの資源化を推進します。

基本方針Ⅲ 行政・市民・事業者のパートナーシップの構築

ごみの減量化や資源化を推進するためには、行政・市民・事業者が、それぞれの役割と責務を果たすことが必要です。

行政は、情報の提供を密にしながら、市民・事業者との連携をこれまで以上に進め、パートナーシップを構築していきます。

2. 数値目標

(1) 国の計画目標

国では循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）に令和 7 年度を目標として以下を設定しています。

- ① 1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 850g にする。
- ② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を約 440g にする。
※設定された目標の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量とは、集団資源回収、資源ごみ等を除いた家庭系ごみ排出量を指しています。

(2) 県の計画目標

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）に令和 2 年度を目標として以下を設定しています。

- ① 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を平成 25 年度 541g から約 7%減の 503g に削減する。
- ② 事業系ごみ排出量を平成 25 年度実績 543 千 t から約 10%減の 488 千 t に削減する。

(3) 志木地区衛生組合の計画目標

志木地区衛生組合では志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成 30 年 3 月)に令和 8 年度を目標として以下を設定しています。

- ① 1 人 1 日当たりのごみ処理量を平成 28 年度実績 667g から約 7%減の 620g に削減する。
- ② 1 人 1 日当たりの最終処分量を平成 28 年度実績 36.3g から約 6%減の 34g に削減する。

(4) 市の計画目標

① 全体の目標

本市の現況並びにこれまでのごみ処理に関する評価、課題の抽出から、国、県及び志木地区衛生組合の目標を踏まえ、令和7年度の中期目標と令和12年度の計画目標を以下のように設定しました。

項目	平成30年度実績	令和7年度目標	令和12年度目標
ごみの総排出量 (t)	29,490	26,421 [26,872]	24,055 [25,110]
増減率 (%)	—	-10.4	-18.4
資源総回収量 (t)	5,466	5,515 [4,790]	5,550 [3,913]
増減率 (%)	—	+0.9	+1.5
資源化率 (%)	18.5	20.9	23.1

※[]内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章2.ごみ排出量・処理量の将来予測より）。増減率は、平成30年度に対する数値です。

② 家庭系ごみの目標

資源ごみ分別の徹底を図り、資源化率を向上させる等の施策を講じることにより、1人1日当たりのごみ量の数値目標を以下のように設定しました。

項目	平成30年度実績	令和7年度目標	令和12年度目標
人口 (人)	111,055	[111,822]	[110,767]
家庭系ごみ排出量 (t)	22,967	20,382 [21,039]	18,333 [19,106]
増減率 (%)	—	-11.3	-20.2
1人1日あたりの 家庭系ごみの排出量 (g)	567	494 [516]	432 [473]
増減率 (%)	—	-12.9	-23.8
資源ごみを除く1人1日あたりの 家庭系ごみの排出量 (g)	462	394 [417]	348 [390]
増減率 (%)	—	-14.7	-24.7

※[]内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章1.人口予測及び第1編第4章2.ごみ排出量・処理量の将来予測より）。増減率は、平成30年度に対する数値です。

※将来人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の実績値と富士見市人口ビジョン（富士見市）で起算日が違うため、補正した値となっています。

③ 事業系ごみの目標

ごみ処理単価の見直しの要請、ごみ減量に関するメリットや再資源化業者に関する情報を発信することにより、ごみの減量化を図り、以下のように数値目標を設定しました。

項目	平成 30 年度実績	令和 7 年度目標	令和 12 年度目標
事業系排出量 (t)	5,317	4,806 [5,833]	4,473 [6,004]
増減率 (%)	—	-9.6	-15.9

※[]内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章2.ごみ排出量・処理量の将来予測より）。増減率は、平成 30 年度に対する数値です。

④ 定期資源回収の目標

定期資源回収量は、将来減少傾向に推移すると予測されました。分別の徹底を図ることにより、以下のように数値目標を設定しました。

項目	平成 30 年度実績	令和 7 年度目標	令和 12 年度目標
定期収集による資源ごみ回収量 (t)	4,259	4,283 [4,018]	4,300 [3,348]
増減率 (%)	—	+0.6	+1.0

※[]内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章2.ごみ排出量・処理量の将来予測より）。増減率は、平成 30 年度に対する数値です。

⑤ 集団資源回収の目標

集団資源回収量は、将来減少傾向に推移すると予測されました。分別の徹底を図ることにより、以下のように数値目標を設定しました。

項目	平成 30 年度実績	令和 7 年度目標	令和 12 年度目標
集団資源回収量 (t)	1,207	1,232 [772]	1,250 [565]
増減率 (%)	—	+2.1	+3.6

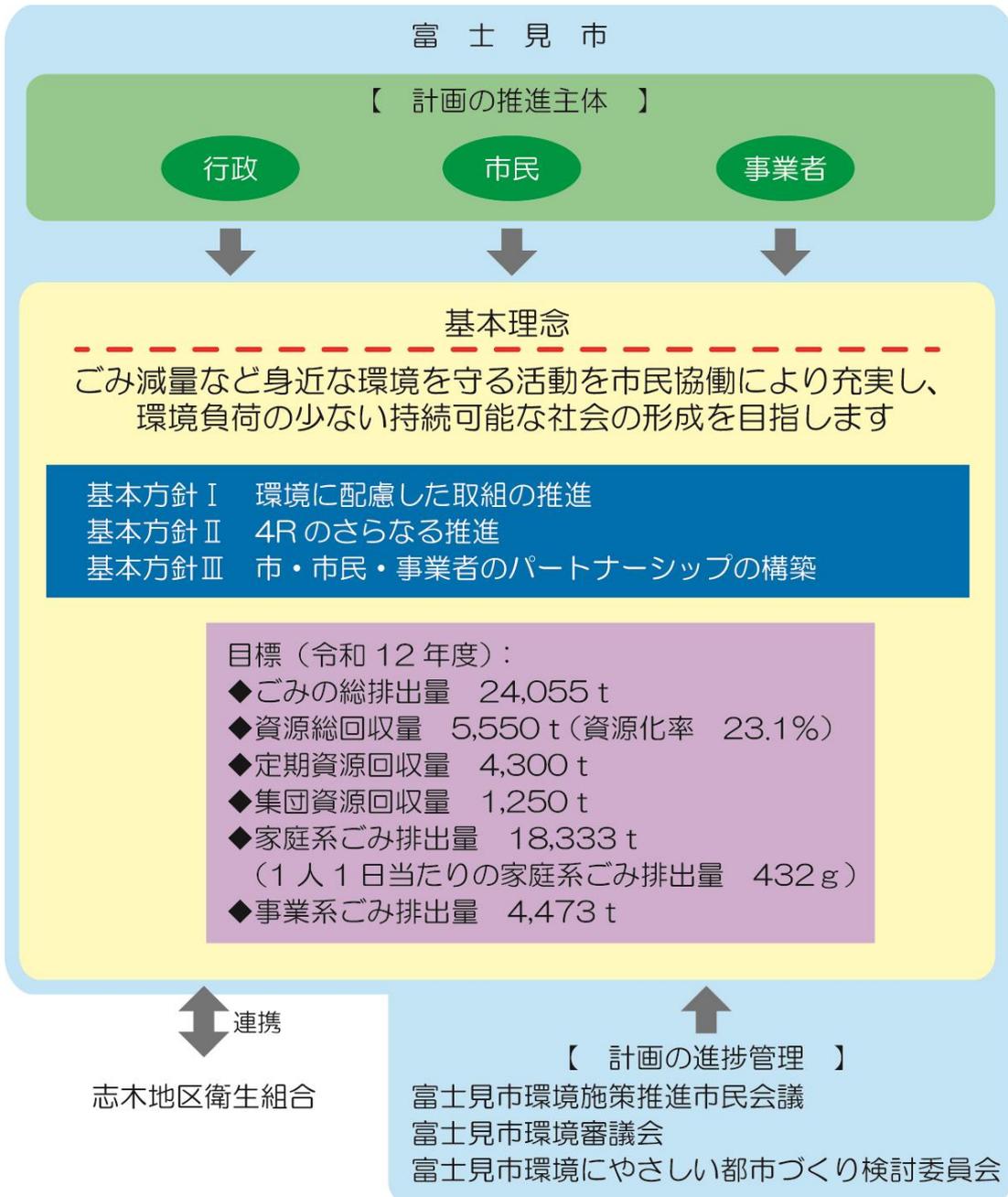
※[]内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章2.ごみ排出量・処理量の将来予測より）。増減率は、平成 30 年度に対する数値です。

3. 計画推進の体系図

本計画は、以下の体系で施策を推進します。

行政・市民・事業者がそれぞれ目標に向かって取組を推進します。また、その際、志木地区衛生組合と連携を図ります。

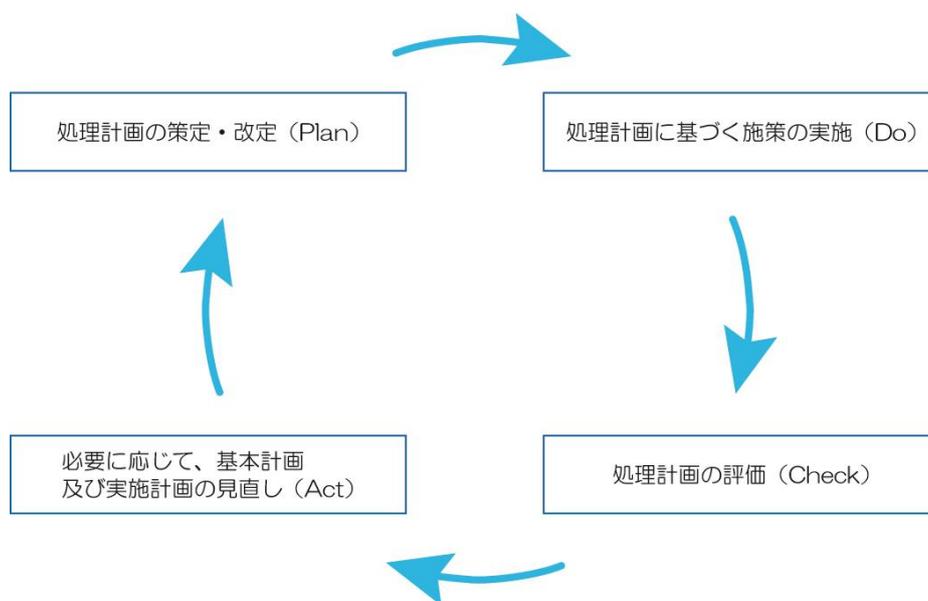
計画の進捗管理は、富士見市環境市民推進会議、富士見市環境審議会及び富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会で行います。



4. 進行管理

計画の推進にあたっては、行政・市民・事業者それぞれが計画の目標達成に向けて行動することが求められるため、周知の徹底と普及・啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、「PDCAサイクル」により計画を管理していくこととし、毎年度の進行管理と、各施策における指標をもとに、中間年度である令和7年度に見直しを行います。



第6章 目標達成のための施策

1. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

基本理念

ごみ減量など身近な環境を守る活動を市民協働により充実し、
環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を目指します

基本方針Ⅰ 環境に配慮した取組の推進

基本方針Ⅱ 4Rのさらなる推進

基本方針Ⅲ 行政・市民・事業者のパートナーシップの構築

【発生・排出抑制・分別・資源化計画】

- ◆生ごみ水切り啓発の継続
- ◆食品ロス削減の啓発
- ◆ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減
- ◆クリーン作戦の継続
- ◆剪定枝チップ化の継続と啓発の推進
- ◆生ごみの堆肥化
- ◆ごみ分別の周知
- ◆集団資源回収の促進
- ◆バイオガス事業者との連携体制構築の検討
- ◆事業系ごみの排出抑制の推進

【行政・市民・事業者のパートナーシップ】

- ◆行政の実践
 - 助成・支援
 - 啓発・教育
 - 合理化・効率化
- ◆市民の実践
 - 発生抑制・排出抑制
 - 資源化・分別
 - 再生利用・再使用
- ◆事業者の実践
 - ごみ排出事業者
 - 製造事業者
 - 流通業者・販売業者

【収集・運搬計画】

- ◆ふれあい収集の継続
- ◆低公害車の導入
- ◆収集・運搬体制の連携強化
- ◆災害廃棄物収集・運搬体制の検討

【中間処理・資源化計画】

- ◆志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画
 - ・排出抑制及び資源化に関する計画
 - ・ごみの搬入に関する計画
 - ・中間処理計画
 - ・最終処分計画

【最終処分計画】

- ◆埼玉県環境整備センターや民間施設に搬出・処分
- ◆焼却灰や集じん灰の一部をセメントや人口砂としてリサイクル

2. 目標達成に向けた取組

(1) 発生・排出抑制・分別・資源化計画

◆ 生ごみ水切り啓発の継続

生ごみの水切りは、ごみの減量、温室効果ガス排出抑制、焼却施設等の長寿命化に役立つことを発信し、環境保全行動の拡大を図ります。

◆ 食品ロス削減の啓発

家庭及び事業における食べ残し（食べきれずに廃棄されることなど）や直接廃棄（消費者に提供されないまま廃棄されることなど）、過剰除去（食べられない部分を必要以上に除去することなど）といった食品ロスを周知し、削減を図ります。また削減に向けた取組を啓発します。

◆ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減

ワンウェイプラスチック削減に向けた取組を周知・啓発し、排出されるプラスチックごみ量の削減を図ります。

◆ クリーン作戦の継続

クリーン作戦を継続し、地域の環境美化に貢献するとともに、美化意識の浸透を図るための活動を検討します。

◆ 剪定枝チップ化の継続と啓発の推進

剪定枝のチップ化を継続するとともに、事業について広く発信し、資源化率増加の拡大を図ります。

◆ 生ごみの堆肥化

公共施設から排出される生ごみの堆肥化を継続し、市の率先行動を PR するとともに、事業者や市民（団体）の生ごみの堆肥化に協力・支援体制の構築を検討します。

◆ ごみ分別の周知

ごみ分別の徹底を周知し、ごみの減量化と資源回収率の向上を図ります。

◆ 集団資源回収の促進

集団資源回収の実施団体に支援を継続するとともに、集団資源回収について広く情報発信し、実施団体の増員を目指します。

◆ バイオガス事業者との連携体制構築の検討

食品廃棄物をメタン発酵させ、バイオガスとして電気や熱などのエネルギーに有効利用できる事業者との連携について検討します。

◆ 事業系ごみの排出抑制の推進

事業者に対し、グリーン購入やエコアクション 21、ISO14001 の認証取得など、発生抑制とごみの減量化を働きかけ、事業系ごみの排出量削減につなげます。

☆ エコアクション21及びISO14001について ☆
～ 環境経営システムを推進するための認証制度 ～

エコアクション21は、広域な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版」に基づく認証・登録制度です。

ISO14001 は、国際的に認められた第三者認証制度です。

(2) 収集・運搬計画

◆ ふれあい収集の継続

自宅訪問によるごみ収集を継続し、社会的弱者に対するごみの排出を支援するとともに、ごみの発生抑制や減量化について啓発します。

◆ 低公害車の導入

委託業者及び許可業者に対し、低公害車の導入を要請し、大気汚染物質の排出を抑制し、温室効果ガス排出を低減します。

◆ 収集・運搬体制の連携強化

委託業者及び許可業者と連携し、収集・運搬の合理化・効率化を推進し、大気汚染物質及び温室効果ガス排出抑制につなげます。

◆ 災害廃棄物収集・運搬体制の検討

「災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害時における災害廃棄物の収集・運搬体制について検討します。

(3) 中間処理・資源化計画

ごみの中間処理は、志木地区衛生組合の所管ですが、ごみの処理・処分の重要な工程を担っていることから、以下に志木地区衛生組合の一般廃棄物処理基本計画の概要を示します。

志木地区衛生組合及び構成市（志木市・新座市）と連携し、円滑な処理を図っていきます。

志木地区衛生組合 一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年 3 月)

基本理念	環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けたごみの適正処理の推進			
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の適正かつ効率的な中間処理の推進 2. 廃棄物の資源化の推進 3. 最終処分量の減量及び減容化の推進 4. 計画的に処分できる最終処分先の確保 5. 環境に配慮した計画的な施設整備の推進 6. 構成市との連携による廃棄物の発生抑制及び排出抑制の推進 			
目標	指標	基準 (H28)	目標 (R8)	削減率
	1人1日当たりのごみ処理量	667g/人日	620g/人日	約7%減
	1人1日当たりの最終処分量	36.3g/人日	34g/人日	約6%減
個別計画	排出抑制及び資源化に関する計画 市民及び事業者の意識啓発 リサイクルの推進 ごみの搬入に関する計画 直接搬入ごみにおける減量化の推進 ごみ処理にかかる費用 中間処理計画 ごみ処理施設の整備方針 適正な中間処理の推進 最終処分計画 最終処分量の削減 最終処分先の確保及び資源化率の向上			

(4) 最終処分計画

志木地区衛生組合管内に最終処分場がないため、埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町）や民間の施設に搬出・処分しています。最終処分量を減量・減容するため、焼却灰や集じん灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人口砂の原料としてリサイクルしています。

3. 行政・市民・事業者のパートナーシップ

基本理念「ごみ減量など身近な環境を守る活動を市民協働により充実し、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を目指します」を達成するため、計画内容は、行政・市民・事業者の各主体が役割に応じた取組と、主体間の連携によって効率的かつ効果的に推進するものとします。

◆ 行政の実践

本市及び志木地区衛生組合は、各主体の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進します。

項目	実践内容
助成・支援	<ul style="list-style-type: none">・ 集団資源回収に係る補助・支援を行います。・ 富士見市環境施策推進市民会議をはじめとする環境保全活動に主体的に取り組む市民（団体）及び事業者を支援します。
啓発・教育	<ul style="list-style-type: none">・ 4Rに関する啓発活動を促進します。・ 市民及び事業者に対してごみの出し方等に関する啓発・指導を推進します。・ 出前講座やごみ処理施設の見学会等をとおして、ごみ処理に関する教育・啓発に取り組みます。・ 販売店等に対して過剰包装の自粛を働きかけるとともに、マイバッグ運動の率先行動を推進します。
合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none">・ 積極的な資源循環を踏まえた効率的な分別方法を検討します。・ 収集・運搬体制を充実させるとともに、合理化・効率化を図ります。・ ごみ処理に関する事業の費用対効果を見直します。

◆ 市民の実践

市民は、ごみを排出する当事者として、自ら発生抑制・排出抑制に努めるとともに、本市及び志木地区衛生組合が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に協力します。

項目	実践内容
発生抑制・排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に商品を購入します。 ・生ごみはできる限り水切りをします。 ・料理を作る分量を工夫して残さず食べます。 ・食材や料理は食べきれ的分だけ購入・注文します。 ・マイバッグやマイボトルなどを持参し、レジ袋等のプラスチックごみを減らします。 ・贈り物等は、贈られるものに配慮しつつ、できる限り簡易包装を選択します。 ・使い捨て製品の使用を控え、詰め替え商品等の購入に努めます。 ・商品が無駄に消費しない生活スタイルを心がけます。
資源化・分別	<ul style="list-style-type: none"> ・資源になるものは、集団資源回収を利用します。 ・小型家電などは販売店等へ引き渡し、適正なルートと処理・再生を行います。 ・リターナルピンは、販売店等に返却します。 ・トレイ等の店頭回収を積極的に利用します。 ・ごみの分別を徹底します。
再生利用・再使用	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するように心がけます。 ・フリーマーケットやバザー、SNSを活用し、不要になったものを譲るなど、ものを長く大切に使います。

◆ 事業者の実践

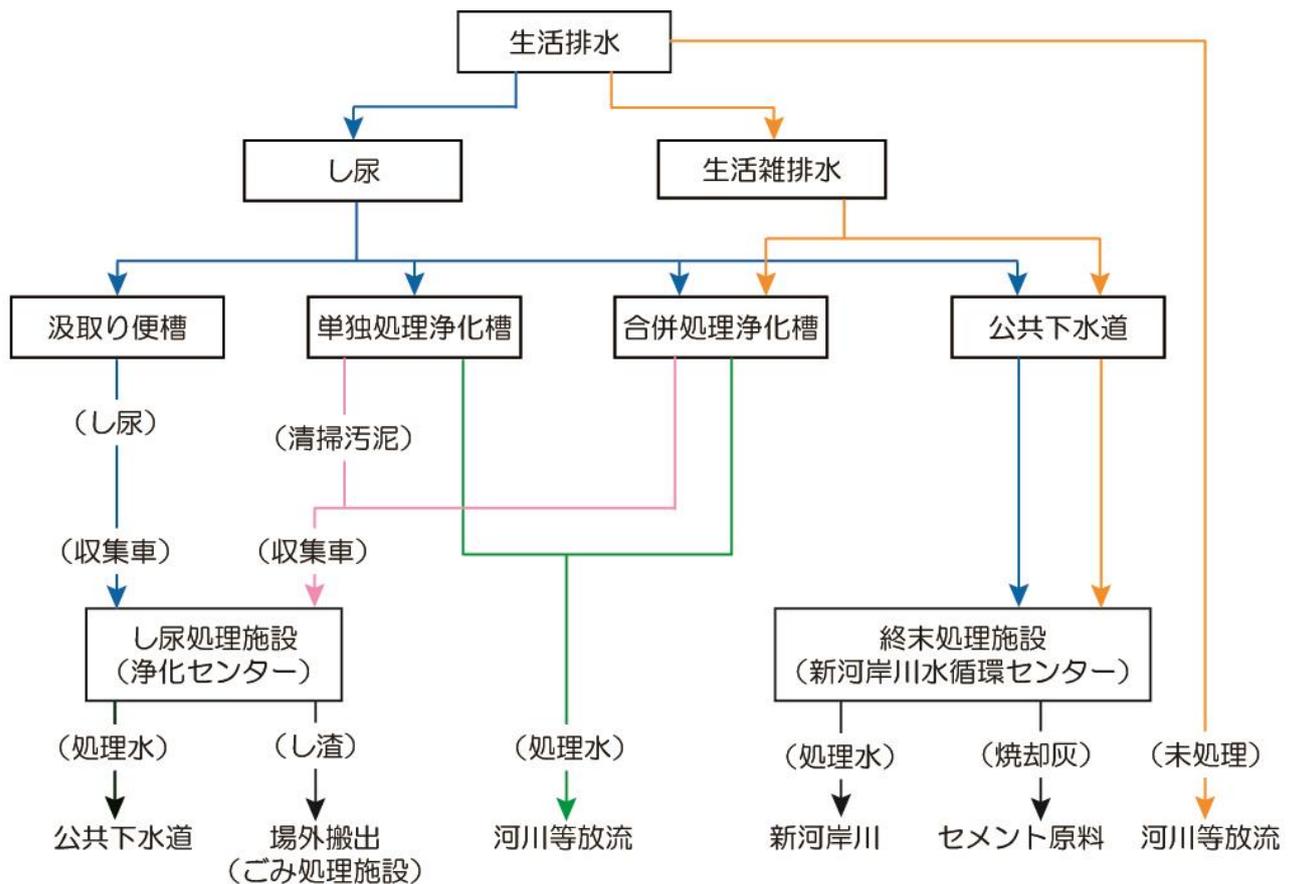
事業者は、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・再資源化に努めるとともに、本市及び志木地区衛生組合が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に協力します。

項目	実践内容
ごみ排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って発生するごみは、事業所内で排出抑制・資源化に努めます。 ・事務用品や日用品等、事業活動に使用する原材料について再生品の使用に努めます。 ・食品関連事業者は、「食品リサイクル法」に基づき、厨芥類の再資源化を推進します。 ・「資源有効利用促進法」の対象となる業種・製品は、法令に基づく4Rの取組を推進します。
製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の製造を控え、環境に配慮した製品の開発に努めます。 ・使用期間ができる限り長くなる製品の開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。 ・再生資源を用いた製品の開発・製造・供給の拡大に努めます。 ・宣伝広告等を通じて、消費者にごみの排出抑制・再資源化の意識醸成を図ります。
流通業者・販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を自粛し、適切な包装の促進とともに、環境に配慮した包装の開発に努めます。 ・ワンウェイプラスチックの製造を控え、環境に配慮した製品の開発に努めます。 ・容器包装等の回収ルートの整備に努めます。 ・消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。 ・消費者に対し、再生品の利用・購入を推奨します。

第2編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と将来予測

1. 生活排水処理フロー



出典：「生活排水処理計画」(入間東部地区事務組合)

2. 現況

(1) 管理主体

本市の生活排水の管理主体は下記の通りです。

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
流域関連公共下水道及び流域関連特定環境保全公共下水道	し尿 生活雑排水	埼玉県、富士見市
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	入間東部地区事務組合

(2) 生活排水の状況

本市の生活排水処理は県の荒川右岸流域下水道で行われていますが、下水道へ接続されていない地域のし尿は、富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成されている入間東部地区事務組合で行われています。

水洗化人口は年々増加傾向にあります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口（人）	109,395	110,174	110,650	111,016	111,463
水洗化人口（人）	100,138	103,248	103,893	105,187	108,701
くみ取人口（人）	386	339	323	296	284
浄化槽人口（人）	8,871	6,587	6,434	5,753	4,812

出典:「統計ふじみ」(富士見市)

(3) 下水道整備状況

富士見市では都市化による都市型水害や河川などの公共用水域の水質悪化を防ぐため、汚水と雨水を分けて流す分流方式により公共下水道整備を進めています。本市の公共下水道事業は「荒川流域下水道整備総合計画」において、荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として位置づけられ、汚水については昭和57年8月から、公共下水道の供用が開始され、和光市にある荒川右岸流域下水道の終末処理場で下水処理を行い新河岸川に放流されています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
処理区域面積 (ha)	975.19	997.26	1,015.63	1,024.06	1,030.03
総人口(人)	109,395	110,174	110,650	111,016	111,463
処理区域内人口 (人)	105,090	107,916	108,629	109,050	109,691
水洗化人口(人)	100,138	103,248	103,893	105,187	108,701
普及率(%)	96.1	98	98.2	98.2	98.4
水洗化率(%)	95.3	95.7	95.6	96.5	99.1

出典:「富士見市の環境」(富士見市)

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は下記の通りとなっています。

し尿や浄化槽汚泥の収集は許可業者(2社)が行っています。

また市内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は入間東部地区事務組合の浄化センターで処理されており、処理に伴って生じた残渣については搬出され、焼却ないし再利用または埋立処分されています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口(人)	109,395	110,174	110,650	111,016	111,463
くみ取人口(人)	386	339	323	296	284
浄化槽人口(人)	8,871	6,587	6,434	5,753	4,812
し尿処理量(kl/年)	611	667	583	751	666
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	3,255	2,563	2,430	1,994	1,772

出典:「統計ふじみ」

施設の概要

施設名称	入間東部地区事務組合 浄化センター	
施設所管	入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町	
計画処理能力	26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日）	
処理方式	主処理	前処理希釈放流方式
	脱臭処理	高・中濃度：生物脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	荒川右岸流域関連ふじみ野公共下水道	
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入	
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流	
竣工年度	平成30年3月	

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1. 基本方針

「富士見市生活排水処理基本計画」は、令和7年度を目途に市内全世帯の水洗化を計画しています。整備手法については、公共下水道整備を主に進めています。計画期間内の整備の見込みが難しい地域や、投資効率が著しく低いと判断される地域など、合併浄化槽で対応したほうが望ましい場合も考えられることから、全地域を下水道で対応するのではなく、地域ごとに最も適していると思われる方法を採用し、生活排水処理率の向上を図ります。

2. 生活排水処理の目標

「1. 基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、すべての生活排水を公共下水道と合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進します。

なお、目標値は「富士見市生活排水処理基本計画」に準じます。

第3章 生活排水処理の施策

1. 下水道の計画的整備

人口や市街化区域の動向を踏まえ、下水道の整備を計画的に進めていきます。また、現存する未整備区域において、計画期間内の整備の見込みが難しい地域や投資効率が著しく低いと判断される地域は、それぞれの地域性を考慮に入れながら整備方法を検討していきます。

2. 下水道の普及と適切な維持管理

現在富士見市の公共下水道普及率は98.4%（平成30年3月31日現在）ですが、今後一層の普及率向上を図るとともに公共下水道の適切な管理に努めます。

3. 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための費用や浄化槽の法定点検に対する補助制度等も検討していきます。

4. 収集運搬計画

(1) 収集運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出る生し尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は富士見市全般とします。

5. 処理計画

(1) 処理の目標

下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化クリーンセンターで適正に処理していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

(3) 最終処分の目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし希釈後公共下水道に放流されます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。